

第2期湯河原町観光立町推進計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度



令和3年3月

湯河原町

「観光立町・湯河原」の飛躍に向けて



私たちの町、湯河原は、四季を通じて温暖な気候に恵まれ、温泉、文化、史跡、産業、景観など、歴史文化の香り漂う貴重な地域資源や、海、山、川など豊かな自然環境といったかけがえのない資源が豊富にあります。

これらの地域資源を生かし、磨き上げ、温泉観光地としての魅力を高めることにより、総合計画に定める町の将来像「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現、また、町、町民、事業者、関係団体等が一体となって「観光立町・湯河原」を

実現するため、平成24年（2012年）6月に、第1期湯河原町観光立町推進計画を策定いたしました。

この計画は、観光客が楽しめる「魅力ある観光地づくり」を基本とし、令和2年度（2020年）までの10年を見据えた計画としました。

この間に、世の中は大きく変わり、観光においてもグローバル化が進展し、外国人観光客の受入れも多くなり、また、スマートフォンの普及により、誰でもどこでも情報を得ることができるようになりました。そして近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光産業は大きな影響を受けております。

このような状況下において、基本的な感染防止対策を徹底することや協力して感染予防対策を取り組む実施体制及びイベント中止や施設閉鎖の判断などは標準化してきておりますが、今後も、「新しい生活様式」での観光に対する意識や需要の変化に、柔軟で実効性のある施策の推進に努めるとともに、ウィズコロナ、アフターコロナも見据えた「観光立町・湯河原」がめざすべき将来像を実現するため、第2期湯河原町観光立町推進計画を策定いたしました。

今後は、湯河原町観光立町推進条例を基盤として、この計画を町全体が一体となって積極的に連携・協働し、また、町民一人一人が観光立町の意義に対する理解を深め、地域経済を推進する上でも観光を町の基幹産業として更に発展させ、「湯河原らしい」観光立町を「オール湯河原」でめざして参りたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご提言・ご意見をいただきました湯河原町観光立町推進会議委員をはじめ、意見募集などにご協力・ご意見をいただきました町民の皆様、町議会並びに関係機関の方々に深く感謝を申し上げますとともに、この計画の着実な推進と実現に向け、更なるご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

湯河原町長

富田幸宏

目次

序章 策定にあたっての基本的な考え方	1
1 策定の背景と必要性	1
2 策定内容の特色	1
3 策定後の取組	1
第1章 本計画の基本的な事項	2
1 位置づけ	2
2 役割	3
3 目標年次	3
4 構成とその内容	4
5 策定体制	5
第2章 湯河原観光の現状と課題	6
1 湯河原観光のあゆみと今日の姿	6
(1) 湯河原観光の背景	6
(2) 湯河原観光を取り巻く状況	7
(3) 湯河原観光の特色と魅力	12
2 湯河原観光の課題	14
(1) 魅力ある観光地の形成	14
(2) 観光を担う人材の育成	14
(3) 新たな観光旅行の分野の開拓	14
(4) 観光旅行者の来訪の促進	14
(5) 外国人観光旅客の来訪の促進	14
(6) 観光旅行の安全の確保	14
(7) 町内に向けた啓発及び情報の提供	15
(8) 観光地における自然環境の保全	15
(9) 施策の検証とその結果の反映	15
(10) 観光に関する統計の整備	15
(11) 財政上の措置	15
第3章 湯河原観光の基本目標	16
1 湯河原観光の将来像	16
(1) 基本理念	16
(2) 計画テーマ	17
2 将来像実現のための基本方針と重点事業	18
(1) 基本方針	18
(2) 重点事業	19

第4章 基本方針に基づく施策	25
1 観光客が楽しめる魅力ある観光地をつくる	25
ア 観光資源の活用	25
イ 観光施設の整備・充実	27
ウ 観光ネットワークの形成	28
エ 観光サービスの充実	28
オ おもてなしの向上	29
カ 観光拠点の整備	30
2 観光客の来訪を促す環境をつくる	31
ア 観光情報の発信強化	31
イ 交通サービスの充実	32
3 全町的な広がりで見学まちづくりを進める	33
ア 観光と地域産業との連携強化	33
イ 観光立町としてふさわしい景観・環境のまちづくり	34
4 観光立町を実現する仕組みを整える	37
ア 実現体制の充実・強化	37
イ 重点事業の具体化・詳細化	39
ウ 財源及びその他支援方策の確保	39
第5章 本計画の実行に向けて	40
1 実行体制の確立	40
2 重点事業の具体化・詳細化	40
3 実行財源とその支援方策の確保	41
4 施策の進行管理システムの構築	41
資料編	42
1 湯河原町観光立町推進条例	42
2 湯河原町観光立町推進会議規約	47
3 湯河原町観光立町推進会議委員名簿	48
4 計画策定の経緯	49
5 観光立国の実現に向けた政府の取組	50
6 アンケート調査（抜粋）	52
7 ヒアリング調査（結果の考察）	55
参考資料 旅館・ホテル等宿泊施設収容人数分布マップ	56

序章 策定にあたっての基本的な考え方

1 策定の背景と必要性

湯河原町においては、観光を町の基幹産業として更に発展させ、「湯河原らしい」真の観光立町を実現するため、町民一人一人が観光立町の意義に対する理解を深め、「おもてなしの心」を観光資源としてとらえ、その担い手としての認識をはぐくむことが重要となっています。

そのため、町、町民、観光事業者、観光関係団体等が一体となって観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 23 年 4 月 1 日に「湯河原町観光立町推進条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

この条例の第 9 条の規定に基づき、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る『湯河原町観光立町推進計画』（以下、「推進計画」という。）を策定することとなり、平成 24 年（2012 年）6 月に策定しています。この計画は、実効性を高めるため、本町の総合計画と策定年度をそろえることとし、令和 2 年度（2020 年度）までのおよそ 10 年を見据えた計画としました。

10 年が経過すると、世の中の状況は大きく変わります。観光に限ってみても、インバウンド[※]と呼ばれる外国人観光客が多くなり、支払いや決済はスマートフォンで行えるようになったほか、全国各地で Wi-Fi 環境が整備され、人々が観光に行く目的も多様化してきています。

こうした中、本計画に基づく様々な事業により、本町の観光産業は持ち直しつつありましたが、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けています。ウィズコロナ、アフターコロナも見据えて観光立町を推進するため、ここに第 2 期湯河原町観光立町推進計画を策定するものです。

2 策定内容の特色

本計画は、次のような特色を有しています。

- i 観光立町の実現に関する施策についての基本的な方針
- ii 観光立町の実現に関する目標
- iii 観光立町の実現に関し、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- iv 前各号に掲げるもののほか、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 策定後の取組

本計画に沿った観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湯河原町観光立町推進会議において、計画の進行管理や必要な調査・研究を行います。

また、今後の施策展開や社会環境の変化と見通しを的確に把握しつつ、必要に応じて見直しを行うこととします。

[※] インバウンド：「外から入ってくる」という意味で、観光では訪日旅行者や訪日旅行をさす。

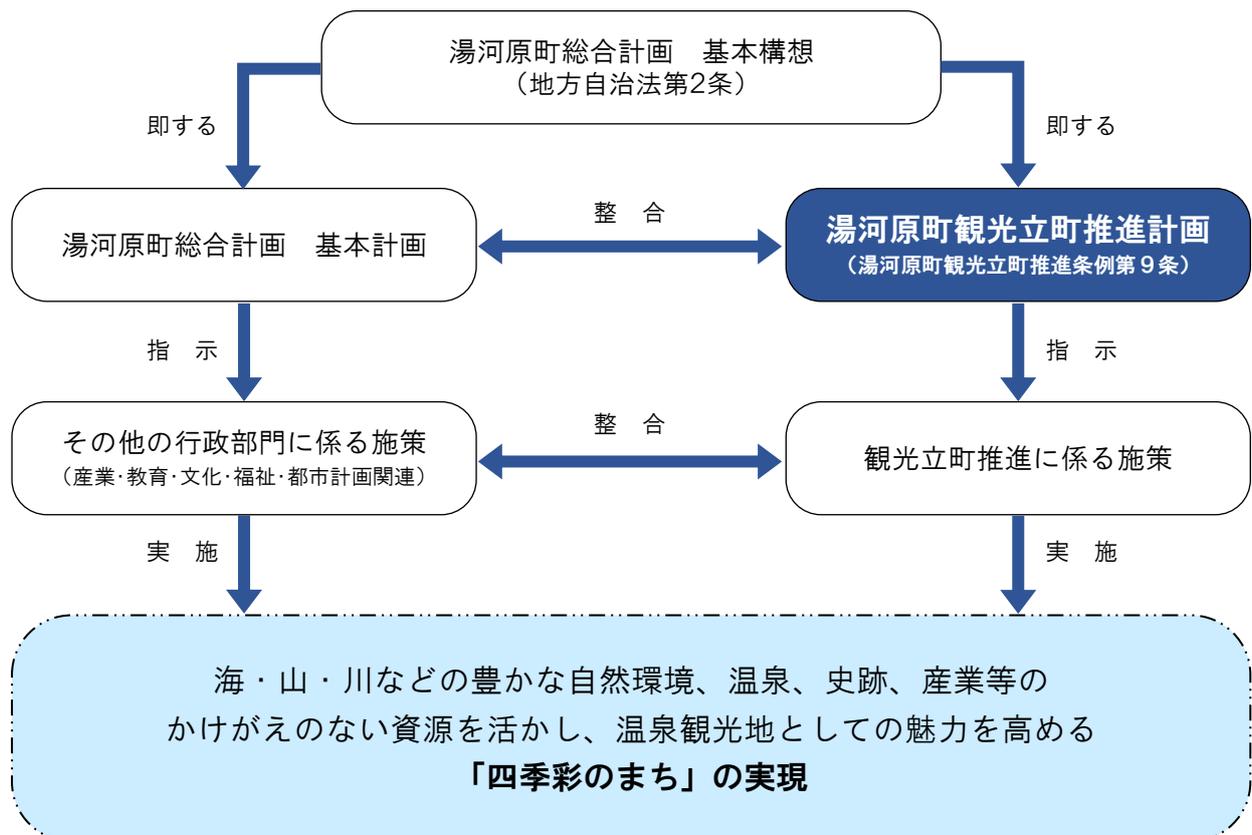
第1章 本計画の基本的な事項

1 位置づけ

本計画は、他の計画等との関係により次のように位置づけられます。

- i 「湯河原町総合計画基本構想」に即して策定される観光立町の推進に関する部門別計画で、これに基づいて実施される施策に指示を与えるものです。
- ii 「湯河原町総合計画基本計画」や他の行政部門に係る施策との関係において、観光立町推進に係る施策の面で整合を図ります。

<観光立町推進計画の位置づけ>



2 役割

本計画は、次のような役割を有します。

- i 観光立町の実現に資する総合的な指針です。
- ii 町民・観光事業者・観光関係団体等と町との協働作業を円滑に推進するための指針となります。
- iii 町の行財政計画や実施計画の策定にあたっての指針となります。

3 目標年次

本計画は、初年次を令和3年度とし、目標年次を令和7年度とする5か年を計画期間とします。

<観光立町推進計画の目標年次>

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）（令和3年度～令和12年度）									
湯河原町総合計画・前期基本計画 （令和3年度～令和7年度）					湯河原町総合計画・後期基本計画 （令和8年度～令和12年度）				
第2期湯河原町観光立町推進計画 （令和3年度～令和7年度）									

4 構成とその内容

序章 策定にあたっての基本的な考え方

- ・本計画の策定にあたっての背景と必要性、策定内容の特色、並びに策定後の取組等についての考え方を明らかにします。

第1章 本計画の基本的な事項

- ・本計画の基本的な事項として、位置づけや役割、目標年次、構成とその内容、策定体制等について明らかにします。

第2章 湯河原観光の現状と課題

1 湯河原観光のあゆみと今日の姿	<ul style="list-style-type: none">・広域圏における湯河原観光の位置づけや湯河原観光に今後影響を与えると想定される社会環境の変化とその見通し等について調査・分析を行います。・湯河原観光の特色と魅力を把握するため、既存の観光資源等について調査・分析を行います。
2 湯河原観光の課題	<ul style="list-style-type: none">・「1 湯河原観光のあゆみと今日の姿」を踏まえつつ、湯河原観光の基本目標並びにその実現に向けた施策を検討するための課題を明らかにします。

第3章 湯河原観光の基本目標

1 湯河原観光の将来像	<ul style="list-style-type: none">・湯河原観光がめざす将来像（基本理念、計画テーマ等）を明らかにします。
2 将来像実現のための基本方針と重点事業	<ul style="list-style-type: none">・湯河原観光の将来像を実現するための基本方針・施策体系を明らかにするとともに、将来像の戦略的な実現に配慮した重点事業を設定します。

第4章 基本方針に基づく施策

1～4	<ul style="list-style-type: none">・「第3章 湯河原観光の基本目標」の実現化に向けて実施すべき各種施策について、4つの基本方針ごとにその基本的な方向性を明らかにします。
-----	---

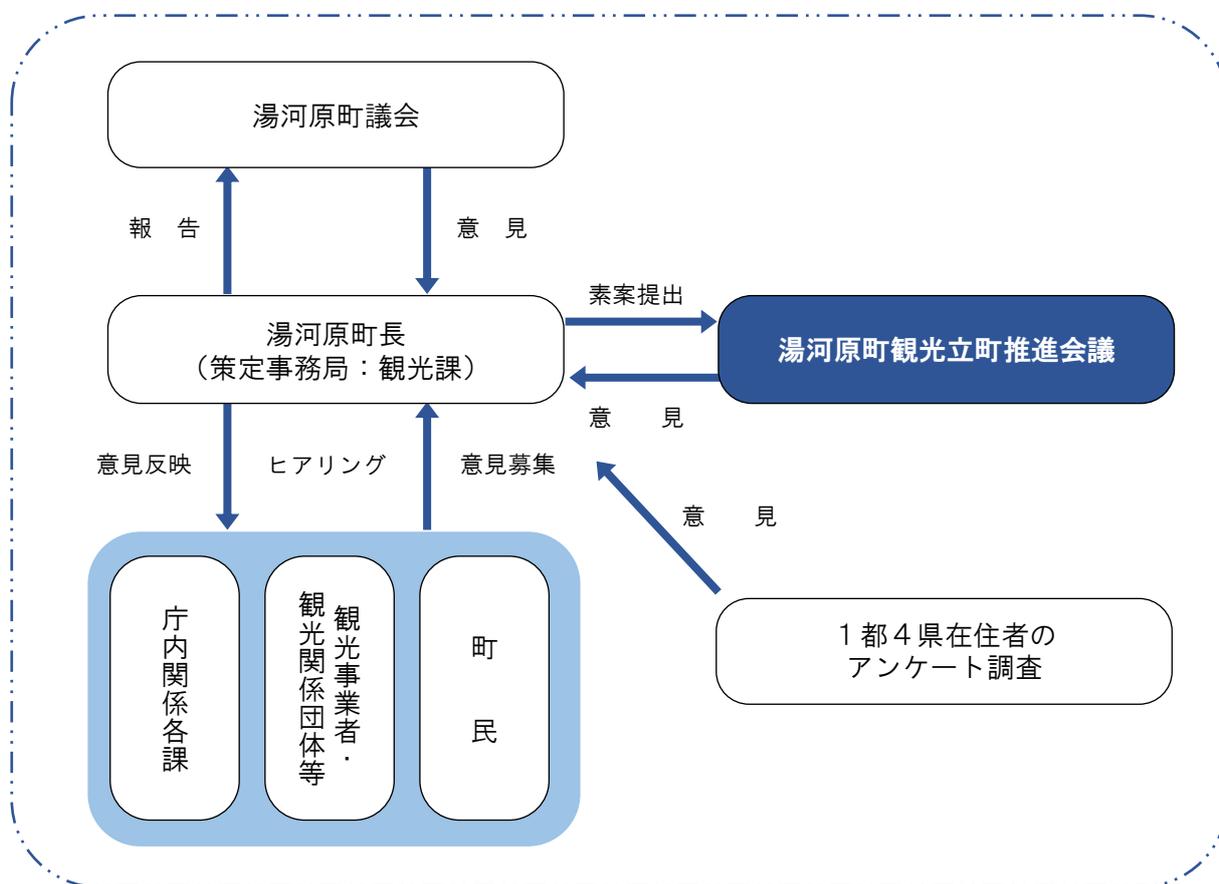
第5章 本計画の実行に向けて

1 実行体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・今後庁内体制、国・県・周辺市町との連携、民間活力の導入、町民参加等、計画を推進する実行体制の確立について、そのあり方を検討します。
2 重点事業の具体化・詳細化	<ul style="list-style-type: none">・計画で掲げた重点事業を実現するため、その具体化・詳細化のあり方を検討します。
3 実行財源とその支援方策の確保	<ul style="list-style-type: none">・限られた投資的経費を補うための方策（制度、システム）の確保のあり方を検討します。
4 施策の進行管理システムの構築	<ul style="list-style-type: none">・基本目標実現に向けた施策の進捗状況を把握するとともに、それらが観光立町推進に向けてどのような効果をもたらしたのか、などを評価・分析する進行管理システムのあり方を検討します。

5 策定体制

本計画の策定にあたっては、条例第9条第3項により、あらかじめ、町民等の意見が反映されるような必要な措置を講ずるとともに、条例第21条に規定する湯河原町観光立町推進会議の意見を聴かなければならないとされていることから、次に示すような策定体制と町民参加等を以って立案しました。

<観光立町推進計画の策定体制>



第2章 湯河原観光の現状と課題

1 湯河原観光のあゆみと今日の姿

ここでは、湯河原観光の現状を把握するため、湯河原観光の歴史的背景やそれらを取り巻く状況（広域圏における位置づけ、社会環境や観光を巡る外部環境の変化とその見通し）、更には湯河原観光の特色と魅力（観光客等の推移、観光資源など）について調査・分析を行います。

（1）湯河原観光の背景

ア 立地特性について

- ・本町は、千歳川上流の藤木川流域部に湧出する温泉、伊豆半島や真鶴半島に囲まれた比較的水深の浅い波静かな海岸、国立公園及び県立自然公園に含まれる景観的に優れた山々など、自然環境に恵まれています。
- ・特に温泉は、万葉集にこんこんと湧き出る様が詠われているように関東でも最も古いものの一つであり、早春の梅・桜、春の新緑、夏の海水浴、秋の紅葉・みかん狩りなど、四季折々の自然美を年間を通して楽しむことができる温泉保養地として広く知られています。

イ 産業について

- ・産業活動の発展過程をみると、明治中期までの産業は、福浦村の漁業、吉浜村の石材業、海運業、農業、土肥村の農業、旅館業（観光業）など立地条件を活かした特色ある産業が営まれてきました。これらの様々な産業の中で、現在の主要産業である観光業は、上記の温泉保養地としての資質を活かしつつ、明治以降の交通機関の進歩（JR東海道本線の本線化、国道135号真鶴有料道路の開通等）により、急速な発展を見ました。しかし、1970年代のオイルショックや1990年代のバブル経済の崩壊などを契機に観光客は伸び悩み、現在は、停滞状態にあります。
- ・また、石材業、海運業に代わって、柑橘栽培農業が振興されましたが、農家数や栽培面積は減少しています。

(2) 湯河原観光を取り巻く状況

ア 広域圏における位置づけ

- ・本町は、首都東京から至近に位置し、訪日外国人観光客に特に人気のあるゴールデンルート（東京・箱根・富士山・名古屋・京都・大阪という日本の人気 5 都市を周遊するルート）上にあり、日本有数の観光地である箱根、熱海に隣接し、閑静な温泉観光地として知られてきました。
- ・本町においては、町の既存資源（人口・産業集積・自然、歴史・文化等）や立地特性を踏まえ、圏域を構成する諸都市との役割分担を明確にするとともに、その役割に応じて自立性・独自性を少しでも高め、都市としての魅力の向上に努める必要があります。
- ・また、そうした本町の魅力を圏域内外に発信していくため、広域的な交通・情報等からなる交流ネットワークを構築していく必要があります。

イ アンケート調査からみえる現状

- ・東京・千葉・埼玉・神奈川・静岡 1 都 4 県在住者にインターネットでアンケート調査を実施した結果、以下のような現状が把握できています。
- ・年齢層が高いほど湯河原町の認知度は高く、50 代以上では 8 割以上が町の概ねの場所を知っているのに対し、30 代では 3 割、20 代では 4 割が知らないと回答しています。
- ・湯河原町のイメージは、「温泉のあるまち」が圧倒的に多く、81.0%と 8 割を超えています。以下「落ち着いた雰囲気のあるまち」28.2%、「自然豊かなまち」25.9%、「レトロな雰囲気のあるまち」25.8%、「ゆっくりできるまち」23.6%となっています。
- ・湯河原町を訪問した方の全体の満足度は、「やや満足」46.3%が最も多く、以下「普通」30.7%、「満足」19.6%、「やや不満」3.0%、「不満」0.4%となっています。「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は 65.9%となっています。
- ・湯河原町のおすすめ度を 0～10 で聞いたところ、「5」24.1%が最も多く、以下「8」18.7%、「7」16.7%、「6」16.3%となっています。
- ・他者への推奨度（RL：Recommendation Level）では、「0～6 点（非推奨者）」48.5%、「7～8 点（中立者）」35.4%、「9～10 点（推奨者）」16.1%という結果になっています。

ウ 社会環境の変化とその見通し

a 人口減少と少子高齢化の進展

- ・本町における人口動態は、小田原市をはじめ県西地域の各都市と同様に減少傾向を示しています。
- ・この人口減少と少子高齢化の進展により地域間競争の激化が予想されます。その際、誘致すべき観光客は、高齢者がターゲットとして注目されます。

b 地球規模の課題への対応

- ・気候変動、貧困対策、エネルギー問題など、地球規模の課題の解決に向けて、国連で採択されたSDGs[※]の17のゴールの達成に向けた動きが活発化しています。
- ・そのため、国内外の観光客から選ばれる観光地となるよう、観光立町の取組はSDGsにも貢献する取組として推進することが求められています。

c 産業構造のソフト化・高度化

- ・産業構造の高度化・ソフト化の流れを踏まえながら、本町における主要産業である観光業の発展を基本とし、それと結びつけて商工業や農林漁業の活性化への波及効果が期待されます。

d 安全で安心できる観光の実現

- ・これまでに経験したことのない暴風雨、巨大化する台風、大規模地震などの自然災害が全国各地で発生し、新型コロナウイルス感染症の蔓延が人々の脅威となっています。
- ・こうした災害や感染症の蔓延があっても、安全で安心できる観光まちづくりが求められています。

e インバウンド（外国人観光客）の増加

- ・本町の属する県西地域においては、国際的な観光地を有しており、外国人観光客の増加が期待されます。
- ・そのため、外国人をターゲットとした多言語でのPRや、受入れ環境の整備など、国際化の進展に配慮した取組が求められます。

f DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応

- ・インターネットの普及を皮切りに情報化はますます進展し、変革（イノベーション）を伴うDXと呼ばれる、デジタル化が急速に進展しつつあります。
- ・そのため、観光立町の実現を支える重要な社会基盤（インフラ）として、情報通信技術を積極的に活用するとともに、DXの波に遅れを取らないことが求められます。

g 住民と行政の関わり方の変化

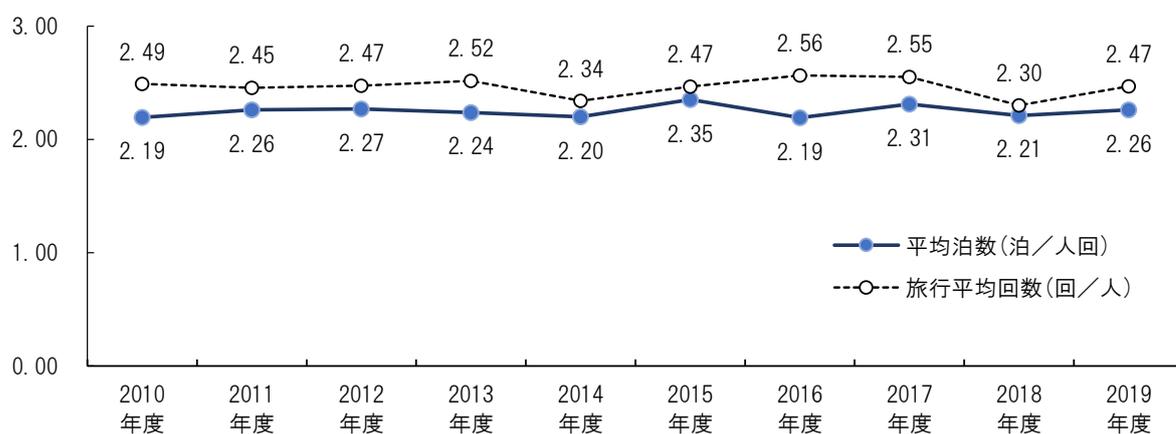
- ・本町においては、様々な面で町民と行政との関わりを深め、協働の体制づくりを進めています。
- ・今後も、町民と行政の適切な役割分担とパートナーシップのもと、それぞれの創意工夫と主体的・積極的な参画に支えられた観光まちづくりが求められます。

[※] SDGs：「SDGs（エスディーゼーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標のこと。このサミットでは、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」をSDGsと呼んでいる。

エ 観光をめぐる外部環境の変化とその見通し

国内宿泊観光旅行の平均泊数は2.2泊程度、旅行平均回数は2.5回程度で、横ばいの傾向にあります。

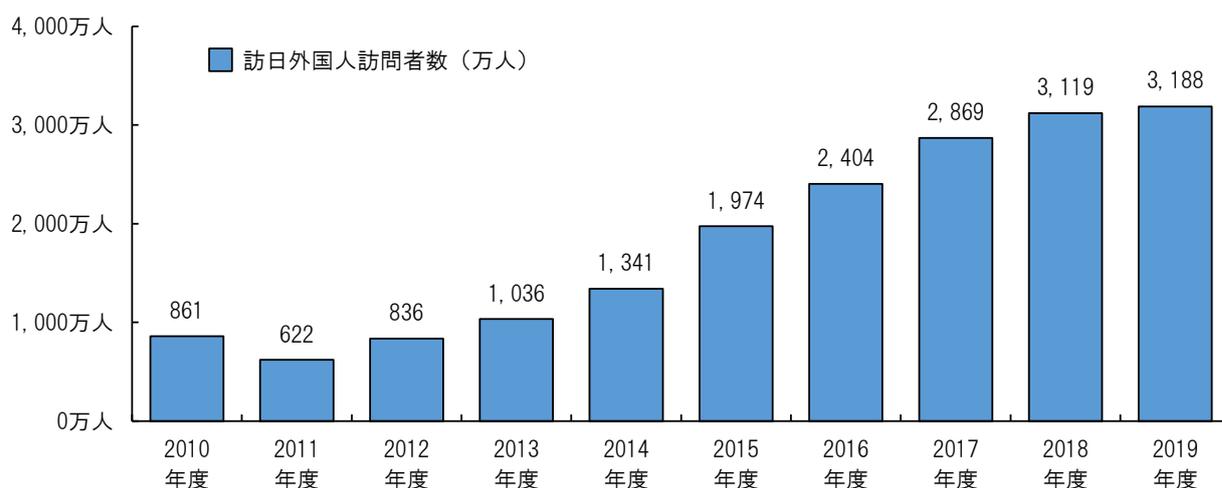
a (全国) 国内宿泊観光旅行の平均泊数及び平均回数



資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」（各年1～12月期）

訪日外国人訪問者数は、2012年度以降増加傾向にあります。

b (全国) 訪日外国人訪問者数の推移



資料：日本政府観光局（JNTO）「日本の国際観光統計」

余暇活動の参考人口は、国内観光旅行が1位で、5,430万人となっています。また、外食、読書、ドライブも4,000万人以上となっています。

c (全国) 余暇活動の参加人口上位20種目

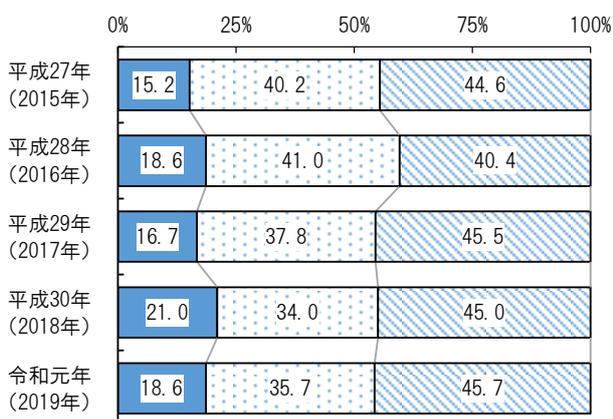
順位	余暇活動種目(2018年)	万人
1位	国内観光旅行(避暑、避寒、温泉など)	5,430
2位	外食(日常的なものは除く)	4,180
3位	読書(仕事、勉強などを除く娯楽としての)	4,170
4位	ドライブ	4,160
5位	映画(テレビは除く)	3,610
6位	複合ショッピングセンター、アウトレットモール	3,560
7位	音楽鑑賞(配信、CD、レコード、テープ、FMなど)	3,470
8位	動物園、植物園、水族館、博物館	3,340
9位	ウィンドウショッピング(見て歩きなど娯楽としての)	3,070
10位	ウォーキング	3,030
11位	温浴施設(健康ランド、クアハウス、スーパー銭湯等)	2,990
12位	カラオケ	2,980
13位	ビデオの鑑賞(レンタルを含む)	2,710
14位	SNS、ツイッターなどのデジタルコミュニケーション	2,620
15位	園芸、庭いじり	2,560
15位	宝くじ	2,560
17位	体操(器具を使わないもの)	2,410
18位	トランプ、オセロ、かるた、花札など	2,370
19位	音楽会、コンサートなど	2,310
20位	ジョギング、マラソン	2,160

資料：公益財団法人 日本生産性本部「観光白書2019」

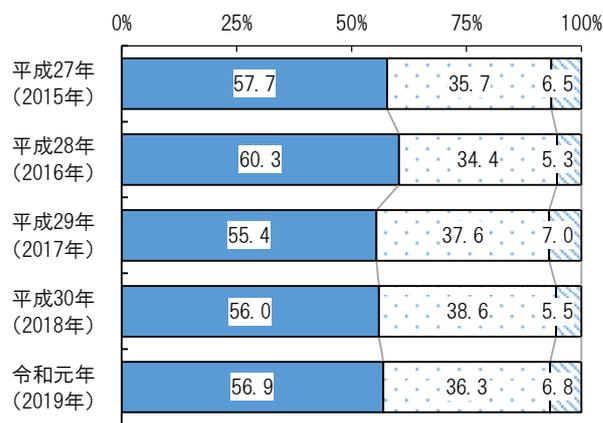
県内観光客の県内外比率は、宿泊・日帰りともに、ここ数年大きな変化はありません。

d (神奈川県) 県内の観光客の県内外比率

(宿泊)



(日帰り)



■ 県内 □ 県外 (首都圏) ▨ 県外 (首都圏以外)

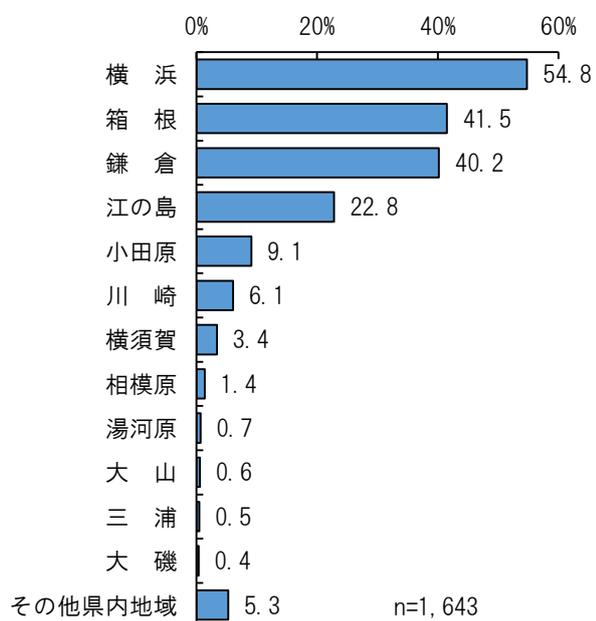
■ 県内 □ 県外 (首都圏) ▨ 県外 (首都圏以外)

資料：神奈川県観光客消費動向調査 (令和元年度)

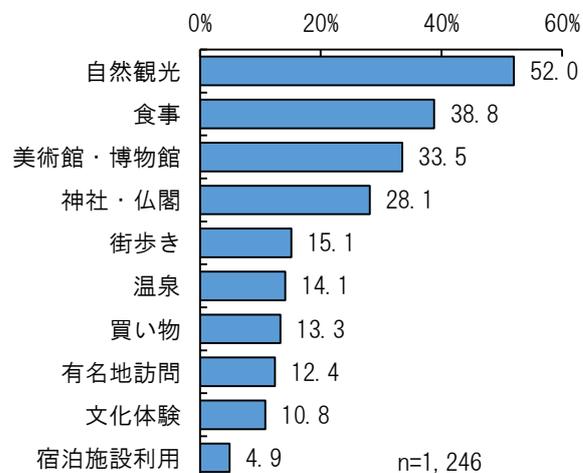
訪日外国人の県内訪問地域は、横浜、箱根、鎌倉の順に多く、訪問目的は自然観光が最も多くなっています。

e (神奈川県) 訪日外国人の県内訪問地域、訪問目的

(県内訪問地域)



(県内訪問目的 上位10位)

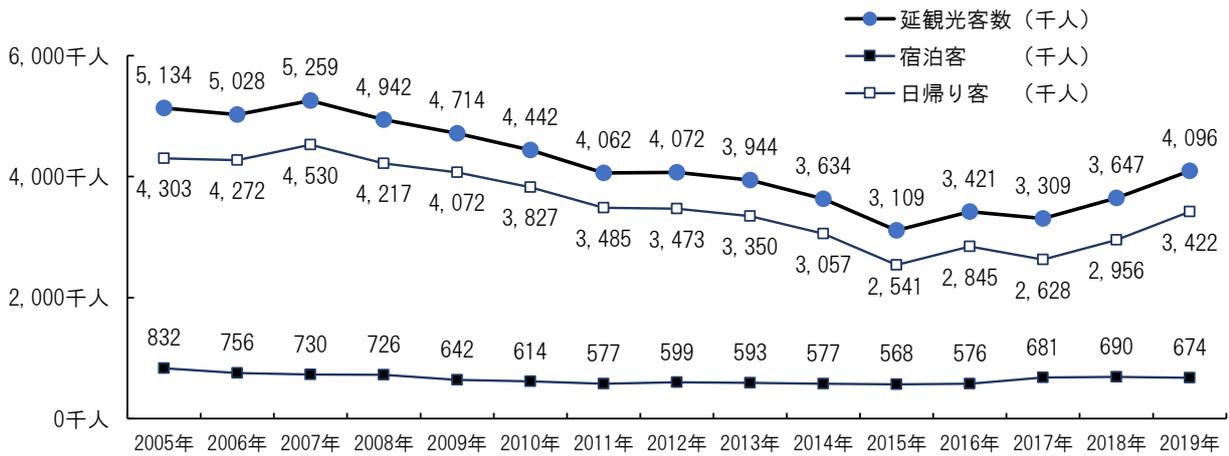


資料：神奈川県外国人観光客実態調査 (令和元年度)

(3) 湯河原観光の特色と魅力

本町を訪れる観光客は、2015年以降増加傾向にあり、2019年には400万人台に回復しています。その多くは日帰り客で、宿泊客は横ばいの傾向にあります。

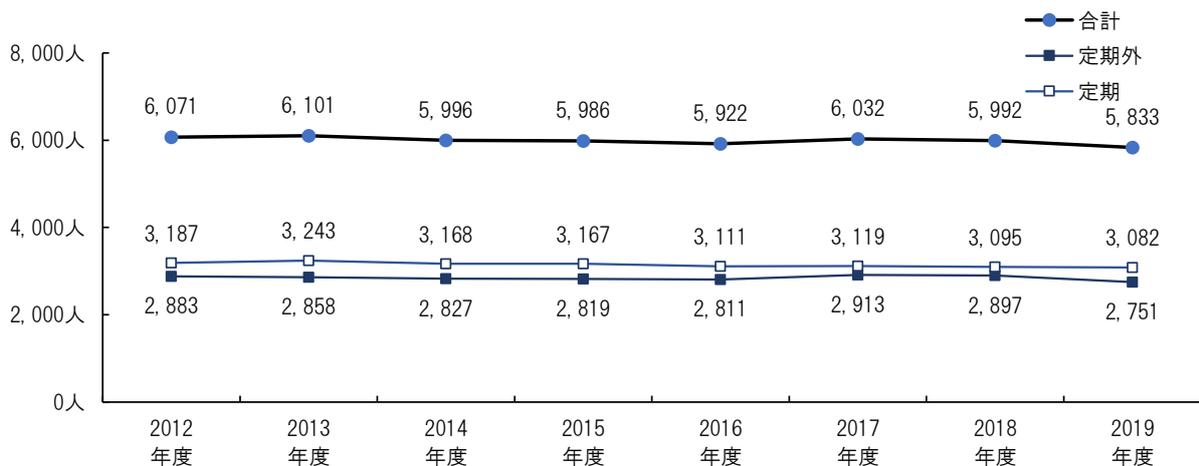
ア 観光客の推移



資料：神奈川県入込観光客調査

湯河原駅の1日平均乗車人員は、定期利用者、定期外利用者ともに横ばいの傾向にあります。

イ 湯河原駅1日平均乗車人員



資料：JR東日本HP（各駅の乗車人員より）

本町は、自然、歴史・文化、景観、レクリエーション、イベント・祭り・催事などの多様な観光資源に恵まれています。

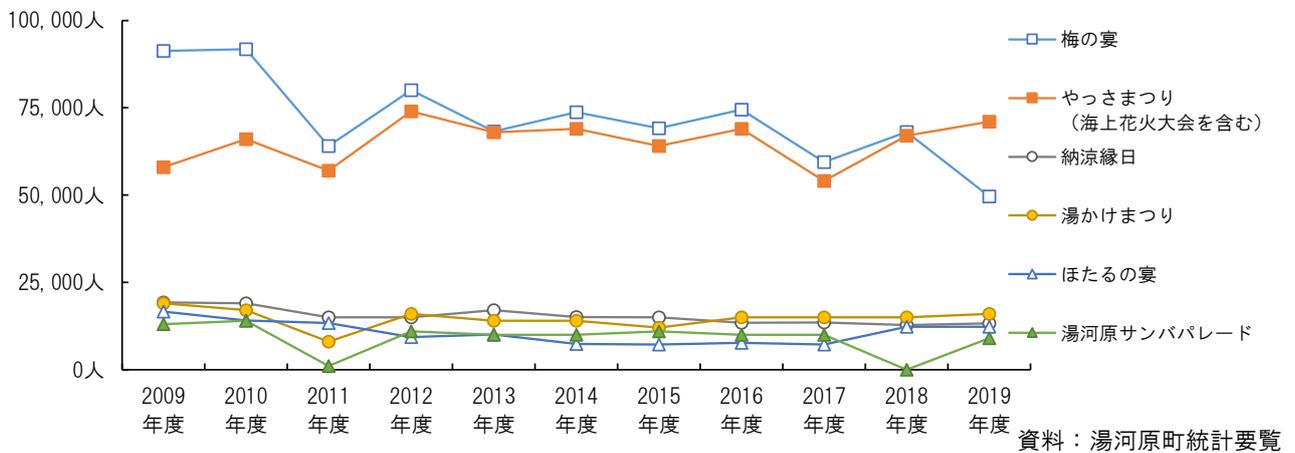
ウ 観光資源

	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
梅の宴				●	●	●	●	●																													
土肥祭									●																												
源頼朝旗挙げ武者行列									●																												
湯かけまつり															●																						
御箸まつり															●																						
ほたるの宴・花菖蒲展																●	●																				
さつきの郷																●	●																				
海水浴																						●	●	●	●	●											
鹿島踊																									●												
やっさまつり（海上花火大会を含む）																									●												
納涼縁日																									●	●											
納涼盆踊り大会																										●											
十五夜の宴																											●										
ゆがわらハロウィン																																			●		
もみじの郷																																			●	●	
磯釣り・船釣り	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
ます釣り																																					
やまめ釣り																																					
あゆ釣り																																					
みかん狩り																																					

資料：湯河原町統計要覧

行事別観光客数は、梅の宴、やっさまつりの観光客が多く、上位の2大イベントとなっています。

エ 行事別観光客数



資料：湯河原町統計要覧

※2018年度の「湯河原サンバパレード」は荒天のため中止。

2 湯河原観光の課題

ここでは、「1 湯河原観光のあゆみと今日の姿」を踏まえ、『観光立町・湯河原』を実現するための課題を明らかにします。

【魅力向上に関する課題】

(1) 魅力ある観光地の形成

・魅力ある観光地を形成するため、観光資源の保全・活用・創出、良質なサービスの提供、観光関連施設・公共施設の整備、移動の利便性の向上及び情報通信技術の活用などの取組が必要です。

(2) 観光を担う人材の育成

・観光を担う人材を育成するため、後継者の育成・確保をはじめ、観光に関わる人々の接遇や知識・能力の向上などの取組が必要です。

(3) 新たな観光旅行の分野の開拓

・新たな観光旅行の分野を開拓するため、自然・農林水産業に関する体験活動、心身の健康の保持増進、食文化への理解の増進、将来の定住意向への配慮、その他多様な観光旅行形態の普及などの取組が必要です。

【来訪促進に関する課題】

(4) 観光旅行者の来訪の促進

・観光旅行者の来訪を促進するため、観光にかかる広報宣伝活動や情報提供及び広域的に連携がとれた観光振興などの取組が必要です。

(5) 外国人観光旅客の来訪の促進

・外国人旅行客の来訪を促進するため、観光宣伝活動の効果的な実施、交通・宿泊等に関する観光情報の提供、通訳案内のサービスの向上、その他受入態勢の確保及び広域的に連携のとれた観光振興、更には、国際親善交流事業等を通じた国際観光振興などの取組が必要です。

(6) 観光旅行の安全の確保

・観光旅行の安全を確保するため、防災対策や感染症対策など、観光危機管理の取組が必要です。



【全町的な推進に関する課題】

(7) 町内に向けた啓発及び情報の提供

- ・町民や観光事業者・観光関係団体等の理解の増進、おもてなしの心の醸成、観光振興施策への参画促進などを進めるため、観光立町にかかる広報、啓発及び情報を町内にも発信する取組が必要です。

(8) 観光地における自然環境の保全

- ・観光地における自然環境の保全を図るため、環境保全に関する知識の普及や理解の増進及び自然環境保全対策などの取組が必要です。

【観光立町施策推進に関する課題】

(9) 施策の検証とその結果の反映

- ・観光立町の実現に係る施策の検証とその結果を反映するため、必要となるシステム・体制等を整える取組が必要です。

(10) 観光に関する統計の整備

- ・観光立町にかかる統計を整備するため、観光旅行者数やその他統計情報の整備などの取組が必要です。

(11) 財政上の措置

- ・観光立町を実現するための財政上の措置を講じるための取組が必要です。

第3章 湯河原観光の基本目標

1 湯河原観光の将来像

ここでは、『観光立町・湯河原』がめざすべき将来像（基本理念、計画テーマ）を明らかにします。

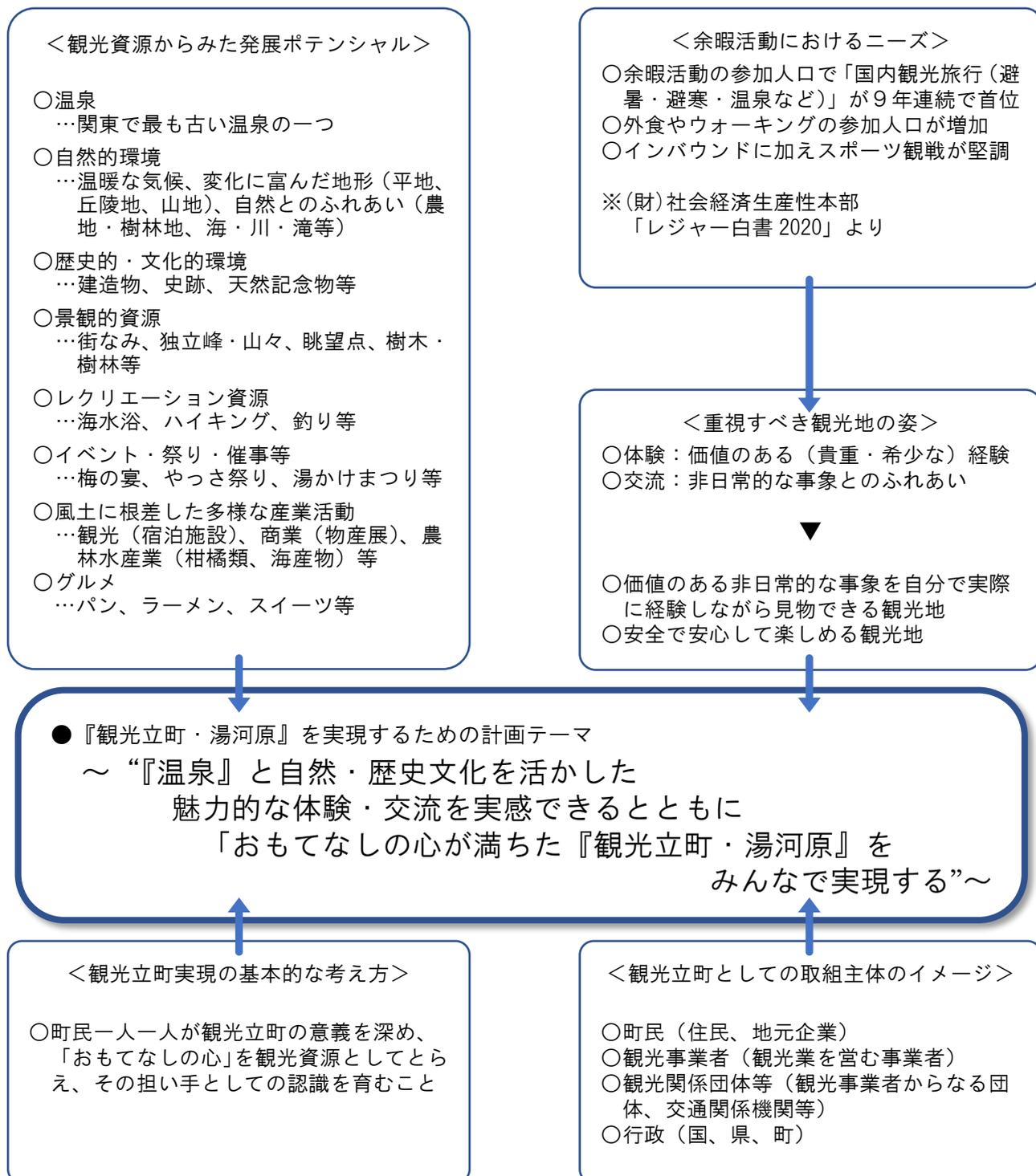
(1) 基本理念

『観光立町・湯河原』の実現にあたり、その取組の際に配慮すべき基本理念については、「湯河原町観光立町推進条例第3条」に次のとおり定められています。

- i 地域における創意工夫を活かした自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ、町内外からの観光旅行を促進することが、町民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある町民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- ii 観光産業が商業、農林水産業等の事業活動から構成され、かつ、町経済をけん引する重要な役割を担う産業であるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- iii 観光資源が積極的に活用され、保全され、及び創出されるよう講ぜられなければならない。
- iv 観光事業者及び観光関係団体等が観光資源に関する理解を深め、一体となって良質なサービスを観光旅行者に提供できる環境を整備するとともに、観光立町の実現の担い手となる人材の育成及び心のこもったおもてなしの向上が図られるよう講ぜられなければならない。
- v 本町が万葉の時代から愛されてきた温泉情緒あふれる首都圏を代表する観光温泉地の一つとして、日本固有の文化の発信及び国際相互理解の増進に資するものであるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- vi 観光が、町及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることに考慮し、地域を挙げた取組が必要であり、その担い手である町、町民、観光事業者及び観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。
- vii 将来にわたる豊かな町民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進することの重要性に考慮し、観光資源の活用、保全及び創出が図られるよう配慮されなければならない。

(2) 計画テーマ

これまで培ってきた湯河原観光の資源とそれらの活用による発展の可能性、今後求められる観光ニーズ、更には取組体制を踏まえ、町民、観光事業者、観光関係団体及び行政等が一体となって『観光立町・湯河原』の実現に取り組めるような求心力のある計画テーマ（キャッチフレーズ）を次のとおり設定します。



2 将来像実現のための基本方針と重点事業

ここでは、『観光立町・湯河原』がめざすべき将来像を実現するための基本方針を明らかにするとともに、将来像を先導的に実現する重点事業を設定します。

(1) 基本方針

『観光立町・湯河原』がめざすべき将来像を実現するため、観光客が楽しめる『魅力ある観光地づくり』を基本としながら、観光客の来訪を促進する『環境づくり』、更には、観光地としての魅力をより一層高める町全域における『観光まちづくり』を推進するとともに、それらを実現するための『仕組みづくり』に取り組んでいくものとします。

基本方針1

観光客が楽しめる
魅力ある観光地をつくる

基本方針2

観光客の来訪を促す
環境をつくる

- 『観光立町・湯河原』を実現するための計画テーマ
～ “『温泉』と自然・歴史文化を活かした
魅力的な体験・交流を実感できるとともに
「おもてなしの心が満ちた『観光立町・湯河原』を
みんなで実現する”～

基本方針3

全町的な広がり
観光まちづくりを進める

基本方針4

観光立町を実現する
仕組みを整える

(2) 重点事業

『観光立町・湯河原』がめざすべき将来像を先導的に実現するため、重点事業を設定するとともに、それらの段階的な取組を示す戦略的プロセスを明らかにします。

ア 基本的な考え方

重点事業の設定にあたって配慮すべき基本的な考え方は、次のとおりです。

基本的考え方1：観光立町の効果的かつ効率的な実現が期待できる事業

- ・湯河原観光が抱える課題を解消するとともに、湯河原観光がめざす将来像の実現に向けての施策がそれぞれ相互に連携し、効果的かつ効率的な対応が期待できる事業を位置づけます。

基本的考え方2：町民、観光事業者・観光関係団体、行政が理解・参加しやすい事業

- ・湯河原観光の現状や将来の発展性を踏まえ、施策の実現性や即効性等により、町民、観光事業者・観光関係団体、行政といった取組主体がそれぞれ理解・参加しやすい事業を位置づけます。

基本的考え方3：魅力的で話題性のある事業

- ・観光立町の実現を地域間競争という視点から捉え、周辺地域で展開されている様々な取組を踏まえながら、本町が有する観光資源を活用した魅力的で話題性のある事業を位置づけます。



イ 4つの重点事業

重点事業設定にあたっての基本的な考え方を踏まえながら、『観光立町・湯河原』がめざすべき将来像を先導的に実現する重点事業を以下のとおり設定します。

基本方針1 観光客が楽しめる魅力ある観光地をつくる

重点事業1 体験型観光事業

・万葉公園の活用

町は、再整備を行った万葉公園を“湯河原らしさ”が感じられる誘客の目玉と位置づけ、周辺地区に多くの居場所を設置することで周遊を促すとともに、駅前から万葉公園、万葉公園から奥湯河原への人の流れを増加させます。

・ハイキングコースの充実

町は、登山好きの城山コース、自然がたくさん天照山コース、季節を感じられる幕山コースなど、既存コースの魅力発信や維持・管理に努めるとともに、多様化する観光ニーズに対応するため、新たなコースの整備を進めます。

・ヘルスツーリズム※の推進

観光事業者及び観光関係団体は、温泉をはじめとした豊かな環境資源（自然、風景、農林水産物等）を活用しながら、心身の健康回復・保持・増進と観光旅行が一体となったヘルスツーリズムを提供するとともに、町はその取組を支援します。

・産業間連携の強化

観光関係団体及び町は、農林水産商工業の各団体、事業者との連携を強化し、湯かけまつりややっさまつりを始めとする歴史的・文化的に優れたイベントの魅力向上や、地域産業との連携によるパンやラーメンなどのPR、特産品やナイトタイム※コンテンツの開発や提供などを行います。



万葉公園周辺整備イメージ
「万葉公園部会資料より」

※ ヘルスツーリズム：主として日常生活圏を離れて特定地域に滞在し、健康回復・維持・増進につながり、かつ、楽しめる体験を行う旅行のこと。

※ ナイトタイム：地域の文化創生や発展、国内外の人々への魅力訴求、消費拡大などにつなげる、夜間に行われる様々な活動のこと。

基本方針2 観光客の来訪を促す環境をつくる

重点事業2 イメージアップ戦略推進事業

・ロケツーリズム※の推進

観光関係団体及び町は、ロケの誘致・受入れを行い、これまでの施策では町の情報や魅力が届かなかった方々に、テレビや映画などの映像コンテンツの拡散力を活用して、来訪を促すとともに、関係人口の増加や町民のシビック・プライド向上に取り組めます。

・ロングステイツーリズム※の推進

観光事業者及び観光関係団体は、滞在志向の高まりをみせる昨今の観光ニーズに対応するため、新たな宿泊需要を喚起する滞在型のリゾート施設等の誘致によりロングステイツーリズムを提供するとともに、町はその取組を支援します。

・キャッチコピー（人を癒して、1200年湯河原）の活用

町は、「人を癒して、1200年湯河原」をキャッチコピーとして、ホームページや看板などで積極的に発信し、誰もが湯河原を思い起こすことができるイメージを定着させることで、観光客の来訪を促します。



湯河原駅看板

※ ロケツーリズム：映画・ドラマのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し、人々の“おもてなし”に触れ、その地域のファンになってもらうこと。

※ ロングステイツーリズム：従来の短期周遊型の旅行とは異なり、「観光」ではなく「滞在」、現地での「生活」を目的としたもの。主に、老後に海外で年金を活用して生活するライフスタイルを指す言葉として使われる。

基本方針3 全町的な広がりで見学まちづくりを進める

重点事業3 DX推進事業※

・デジタルデータの活用

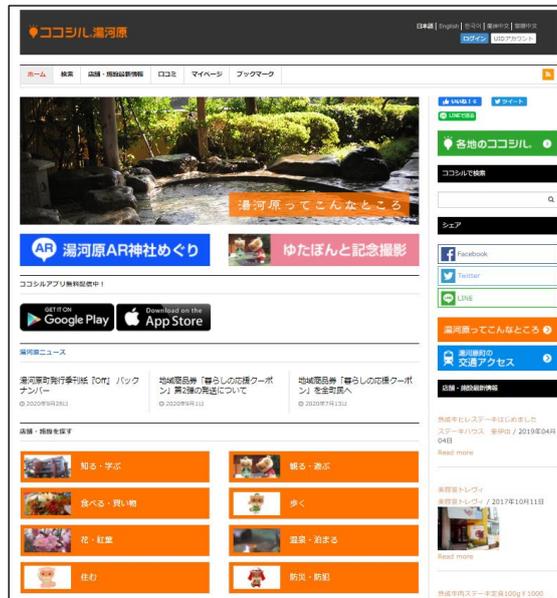
観光事業者及び観光関係団体は、情報化社会の進展に伴う高度化・多様化するIT技術の活用による誘客を促進するため、デジタルサイネージ※や駅前LEDを活用した総合的な観光情報（施設案内、交通情報等）の提供や電子窓口の設置、各種情報機器を利活用できる情報拠点・基地の設置などの高度なサービスを提供するとともに、町はリーサス※などのデジタルデータを活用しながらその取組を支援します。

・電子決済の普及促進

観光事業者及び観光関係団体は、情報化社会の進展に伴う高度化・多様化するIT技術の活用による誘客を促進するため、スマートフォン等による電子決済への対応を進めるとともに、インターネット上におけるポイントカードやクーポン券の発行・物産品の販売・宅配サービスの導入などを進め、町はその取組を支援します。

・観光施設データベースの作成

観光関係団体及び町は、観光に関わる町内施設のデータベースを作成し、スマートフォンアプリ「ココシル湯河原」による観光客への情報発信や町内情勢の把握を行うほか、リアルタイムを意識した情報管理のもと、デジタル観光先進地をめざします。



ココシル湯河原ホームページより

※ DX推進事業：デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）。環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革すること。
※ デジタルサイネージ：ディスプレイなどを使ってあらゆる情報を提供する機器や手法のこと。
※ リーサス：地域経済に関する様々なビッグデータ（産業の強み、人の流れ、人口動態など）を、地図やグラフで分かりやすく「見える化（可視化）」した経済産業省と内閣官房が提供するシステムのこと。

基本方針4 観光立町を実現する仕組みを整える

重点事業4 観光危機管理事業

・観光防災危機管理プランの策定

観光関係団体及び町は、観光客や観光産業に甚大な負の影響をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策を行い、予め観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を計画・訓練し、危機発生時には迅速かつ的確な対応を行えるよう、観光危機の風評対策、観光産業の早期復興、事業継続支援等を組織的に行うことも含めた観光防災危機管理プランを策定します。

・3密防止安全情報の発信

観光事業者及び観光関係団体は、新型コロナウイルスなどの感染症対策として推奨される密閉・密集・密接の3密を回避し、その対策が十分であることや観光客への協力依頼をあらゆる手段で発進し、町はその取組を支援します。

・観光立町推進会議の活性化

町は、『観光立町・湯河原』のキープレイヤーが集まる観光立町推進会議をこれまで以上に活性化させ、連携・協働の機運を高めるとともに、本計画に基づくアイデアの提供、具体的な連携・協働のあり方を協議するほか、観光立町推進会議が本計画の進捗管理を担うことで、実行性を高めます。



図表1 コロナ禍を踏まえたレジャー産業の課題

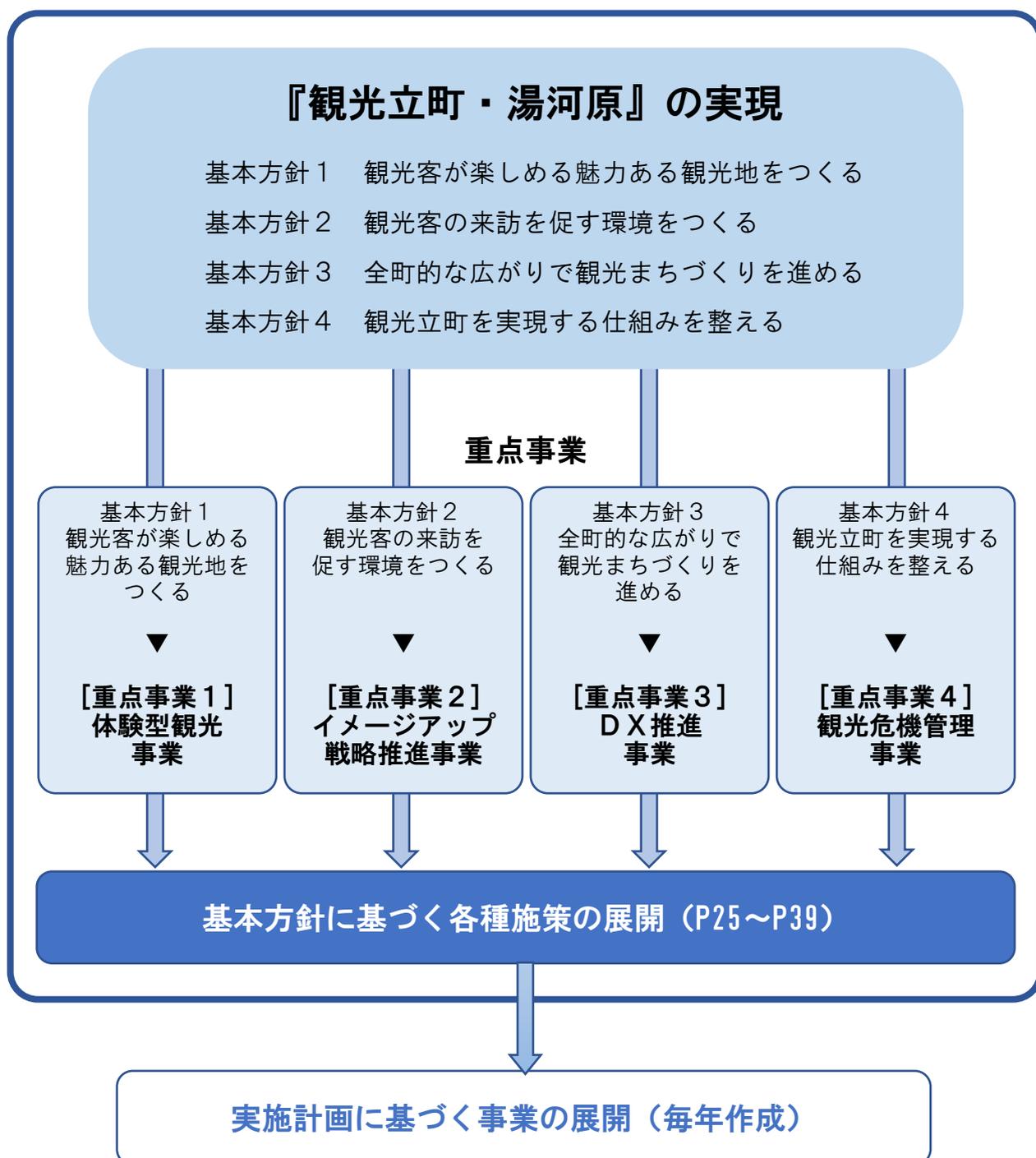
動向	課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 3密対策に伴うキャパシティ抑制 ● 手洗い・消毒の徹底と飛沫感染防止策 	<ul style="list-style-type: none"> ● さらなる高付加価値の追求と価格戦略見直し ● 接客コミュニケーションの距離感見直しとその間隔を埋める接客のあり方
<ul style="list-style-type: none"> ● 移動の制限または抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動における新たな付加価値の付与
<ul style="list-style-type: none"> ● 多人数が同時発声することの抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ● オンラインライブ等の拡充
<ul style="list-style-type: none"> ● オンラインコミュニケーションの拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データに基づくオリジナルサービス提供と人的関与のあり方
<ul style="list-style-type: none"> ● リモート勤務の広がり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 柔軟な自由時間におけるレジャーの新たな位置づけ
<ul style="list-style-type: none"> ● 人財不足（外国人労働者雇用を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ● さらなる生産性向上と雇用条件向上 ● 新たな人財募集・育成方法

公益財団法人 日本生産性本部ホームページより

「新しい旅のエチケット宿泊編」GoTo トラベル事務局ホームページより

ウ 『観光立町・湯河原』を実現する戦略的プロセス

『観光立町・湯河原』の実現に向けては、4つの重点事業にヒト・モノ・カネを集中して推進し、その事業効果を活かしながら、先に掲げた4つの基本方針に基づく各種施策を展開するものとします。



第4章 基本方針に基づく施策

1 観光客が楽しめる魅力ある観光地をつくる

ア 観光資源の活用

a 温泉の利活用

○温泉資源の保護と有効利用

- ・町は、『観光立町・湯河原』の実現を支える最も重要な観光資源である温泉について、この限りある資源を保護するため、各源泉所有者と協議・合意の上で揚湯量調整を行っていきます。
- ・町は、余剰温泉については、観光資源として有効利用を図ります。

b イベント・祭り・催事の充実

○既存イベント等の魅力アップ

- ・観光関係団体及び町は、これまで町全体で培ってきた既存のイベント・祭り・催事について、時代のニーズにあわせながら四季折々の魅力あるものとして、より一層の充実を図ります。
- ・観光関係団体及び町は、会場周辺の施設や交通サービス（道路・駐車場や公共交通網）の整備・充実などにより集客力を高めます。

○新たなイベントの開催

- ・観光関係団体及び町は、新たなイベントニーズを把握しながら、町全体で取り組むような魅力ある新鮮なイベント等を企画し開催していきます。
- ・観光関係団体及び町は、町民の企画提案を募集したり、実行委員会に町民が参加することを通じて、町民の積極的な関わりを求めています。

c 特産品の開発とその提供

○魅力ある特産品の開発

- ・観光事業者及び観光関係団体は、湯河原独自のおもてなしの一つとして、観光客に“湯河原らしさ”が感じられる魅力ある特産品を提供するため、地場産の農林水産物、それらを活用した加工品や料理、更には工業製品などの特産品を関連する産業事業者等と連携しながら開発（既存品の質の向上も含む）するとともに、町はその取組を支援します。

○特産品の販路・流通の拡大

- ・観光事業者及び観光関係団体は、名物料理や特産品など特色ある商品についてより多くの観光客に受入れてもらえるよう、全町的な展開に加えて、多様な流通・販売チャンネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大に努めます。

d 新たな観光資源の発掘と活用

○観光資源の発掘とその周知

- ・観光関係団体及び町は、現存する観光資源を引き続き有効活用しながら、埋もれている観光資源を発掘し、それらの価値を再認識・再発見・再活用するため幅広く情報を収集するとともに、その周知に努めます。

○新しい旅行形態（ニューツーリズム[※]）の提供

- ・観光事業者及び観光関係団体は、『観光立町・湯河原』が有する多様な資源を活用してその実現を図るため、新しい旅行形態（ニューツーリズム）を提供するとともに、町はその取組を支援します。
- ・観光事業者及び観光関係団体は、コロナ禍においてマイクロツーリズムやワーケーションに注目が集まる中で、新たな客層に魅力ある旅行を提供するとともに、町はその取組を支援します。



[※] ニューツーリズム：従来型の観光旅行ではなく、テーマ性の強い体験型の新しいタイプの旅行とその旅行システム全般のこと。産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどがある。

イ 観光施設の整備・充実

a 観光施設の活用・整備

○既存施設の活用

- ・観光関係団体及び町は、観光施設の運営について指定管理者と協議しながら、時代のニーズに併せて充実します。
- ・観光関係団体及び町は、再整備された万葉公園を誘客の目玉として、周辺と合わせた一体的な温泉場のリビングとして積極的に活用し、さらなる利用客の確保に努めます。
- ・観光関係団体及び町は、観光客の玄関口である湯河原駅大屋根広場を観光客のおもてなしの場に活用します。

○新規施設の整備

- ・観光関係団体及び町は、既存の観光施設を引き続き有効活用しながら、『観光立町・湯河原』を訪れる観光客に対するおもてなし環境を向上させるため、観光客との交流施設、特産品の販売施設、案内施設等の整備を図ります。

○施設運営面の工夫

- ・観光関係団体及び町は、観光施設の更なる魅力づくりに、より効率的な活用をしていくため、民間の柔軟な発想と迅速な対応に資する指定管理者制度の導入など施設運営面での工夫を図ります。

b 宿泊施設の近代化促進

○“湯河原らしさ”が感じられる施設の整備・改善

- ・観光事業者及び観光関係団体は、“湯河原らしさ”が感じられる宿泊施設の提供により利用客の更なる確保を図るため、本町の歴史や文化が感じられる由緒ある旅館等を維持・保全し、また、新たな立地誘導や施設の修復・改善を誘導するとともに、町はその取組を支援します。

○利用者ニーズに配慮した施設の整備・改善

- ・観光事業者及び観光関係団体は、耐震対策・バリアフリー化などへの対応や外国人観光客の受入対策など重視すべき利用者ニーズに的確に応えるため、宿泊施設の整備・改善を今後とも継続して取り組み、サービスの向上に努めるとともに、町はその取組を支援します。

ウ 観光ネットワークの形成

a 広域観光ネットワークの形成

○広域連携による観光ルートの開発

- ・町は、観光関係団体、交通関係機関及び関連行政機関と連携し、広域圏の観光振興に資する施策を推進するとともに、それらを活かした魅力ある広域的な観光ルート（観光資源ルートの策定と周遊バスの具体化等）に努めます。

b 町内観光ネットワークの形成

○町内観光資源を結ぶルートの開発

- ・町は、観光客が湯河原を満喫できるよう、観光関係団体、交通関係機関との連携の強化を図ります。
- ・町は、電動レンタサイクルを活用した町内にある観光資源を巡回できるルートの開発を図ります。

エ 観光サービスの充実

a 観光ニーズの的確な把握

○マーケティング・リサーチの実施

- ・観光事業者及び観光関係団体は、観光ニーズを的確に踏まえた魅力的な観光地を形成するため、『観光立町・湯河原』に対するニーズ等を把握するためのマーケティング・リサーチを実施し、町はその取組を支援します。

b ニーズに配慮した観光サービスの提供

○業種・業態の充実・強化

- ・観光事業者及び観光関係団体は、観光地としての基本的なサービスを提供する業種・業態を確立するため、宿泊業・物販業・サービス業等の充実・強化を図り、町はその取組を支援します。

○“湯河原らしさ”が感じられるサービスの提供

- ・観光事業者及び観光関係団体は、『観光立町・湯河原』の個性・独自性の発信による誘客を促進するため、観光客に対する湯河原らしい特色・こだわり・きめ細かさを有したサービスの研究とその提供に努め、町はその取組を支援します。

オ おもてなしの向上

a 町民意識の醸成

○魅力ある“湯河原らしさ”の共有化

・町は、「おもてなし」の心に満ちあふれた『観光立町・湯河原』を実現するため、町民一人一人が観光について興味を抱き、観光客に楽しく心のこもった案内ができるよう、小学校・中学校、自治会、各種団体活動への出前講座など様々な機会を通じて“湯河原らしさ”を代表する魅力ある観光資源（歴史・文化・自然等）についての知識・情報の共有化に努めます。

b 観光ボランティア活動の促進

○ボランティア活動の支援と情報提供

・町は、『観光立町・湯河原』の実現に向けて町民による観光ボランティアを重要な担い手として育成するため、ボランティアの活動を広く支援するとともに、特に、新たな会員の募集活動の推進とともに、若い世代に対して積極的な呼びかけを行うなど活動の活性化を図ります。

・町は、社会環境の変化に伴い、多様化する観光ニーズに対応するための専門的な知識や町の話題など幅広い情報を提供するとともに、新たな旅行スタイルに適應できるよう、支援を行います。

c 外国人観光客の来訪促進

○PR活動の実施と受入環境の整備

・観光事業者及び観光関係団体は、『観光立町・湯河原』の魅力を最大限活かして今後とも外国人観光客を誘致するため、引き続きPR活動を実施するとともに、利用客のニーズに配慮した受入環境（施設、サービス）の整備を図り、町はその取組を支援します。

カ 観光拠点の整備

a 湯河原駅周辺地区の整備

○玄関口としてふさわしい観光拠点づくり

- ・観光関係団体及び町は、駅前大屋根広場を活用したランドマークづくりを進めるとともに、空き家対策も兼ねて商店街を周遊できるような、にぎわいづくりを進めます。

b 温泉場地区の整備

○温泉情緒豊かな観光拠点づくり

- ・観光関係団体及び町は、温泉場地区の立地特性を活かした観光拠点を形成するため、「湯河原町景観計画」等を踏まえながら、観光客が散策したくなるような温泉場の情緒を残したまち並みの保全、創出を図ります。
- ・観光関係団体及び町は、景観地区の指定や、独自の屋外広告物の規制についても検討していきます。

○温泉場地区の土地利用の誘導

- ・観光関係団体及び町は、歴史的経緯を大切にした観光温泉地としてふさわしい土地利用の誘導を図ります。



2 観光客の来訪を促す環境をつくる

ア 観光情報の発信強化

a ニーズに配慮した観光情報の提供

○多様な情報発信媒体の活用

・観光関係団体及び町は、高度化・多様化するニーズを持つ観光客に対して的確に情報を提供するため、『観光立町・湯河原』の魅力・アピールポイントに加え、各種案内（観光施設、イベント、交通アクセス等）の情報収集を充実・強化するとともに、インターネット、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などの様々な情報発信媒体を活用した情報提供・宣伝活動等を図ります。

○観光情報の海外発信

・町はSNS※等により発信される観光情報などを活用し、海外駐在員や国際交流団体などにより姉妹都市等に発信し、湯河原の魅力を世界に発信し、インバウンド需要の創出に努めます。

b インターネットを活かした観光情報の提供

○最新情報を提供するホームページの作成

・観光関係団体及び町は、最新の観光情報を観光客に提供するため、多様な観光ニーズに応えられるようなホームページを作成しており、最新の情報に更新しつつ、その充実に努めます。

c 拠点観光スポットの整備・活用

○既存スポットの有効活用

・観光関係団体及び町は、これまで一定の役割を果たしてきた観光スポットの更なる機能向上を図るため、観光客を惹きつける“湯河原らしさ”や判りやすさに配慮した再生・修復に努め、その有効活用を図ります。

d 観光案内板・周遊プランの整備

○観光案内板等の整備とその活用

・観光関係団体及び町は、観光客の目的地へのアクセスを快適なものとするため、主要な道路沿道や交差点において、高齢者や外国人も含めすべての観光客にとって判りやすい内容・デザイン（外国語、所要時間、距離等の表示）を有した観光案内板等の整備を図ります。

・観光関係団体及び町は、観光案内板と連携のとれた観光コースを設定するなど、観光客のまち歩き周遊プランとして活用していきます。

※ SNS：登録された利用者同士が交流できる、インターネットサイトの会員制サービス。会社の広報としての利用も増えており、多くの自治体でも広報に利用されている。

イ 交通サービスの充実

a 広域道路網の整備

○西湘バイパスの再延伸の要望

- ・町は、小田原や湘南・平塚方面との連携を強化するため、地域交通の混雑を緩和するよう、小田原真鶴道路建設促進協議会との協働により、西湘バイパスの再延伸を国に要望します。

○国道 135 号（旧道）の整備要望

- ・町は、交通混雑を解消し快適な観光流動を確保するため、国道 135 号（旧道）の一般県道化に伴う道路整備の促進や真鶴駅前交差点の改良について、関係機関との協議の上、神奈川県に要望します。

○伊豆湘南道路の整備促進

- ・町は、伊豆湘南道路を早期実現するため、神奈川県と静岡県を跨ぐ道路構想であることから、「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」を通じて関東地方整備局や中部地方整備局等、関係機関に要望します。

b 都市内道路網の整備

○町内道路網の整備推進

- ・町は、町内の道路交通網の充実を図るため、計画的に既設道路の舗装改修や道路改良を推進します。

○駐車場の整備

- ・観光関係団体、交通関係機関及び町は、観光客の交通流動を快適で効率的なものとするため、多くの駐車需要が見込まれる湯河原駅及びその周辺の商業地、温泉場地区、湯河原海水浴場等の観光地やイベント会場において、需要に応じた駐車場の確保に努めます。

c 公共交通網の整備

○鉄道の充実

- ・交通関係機関及び町は、広域圏における観光需要に対応しうる利便性を確保するため、近隣市町と連携し、交通事業者と協議を重ね、鉄道輸送力の維持・増強に努めます。

○バス交通の充実

- ・交通関係機関及び町は、子どもや高齢者などの交通弱者の生活を維持するため、湯河原町地域公共交通会議などで交通不便地域の解消に向けた取組を推進します。

3 全町的な広がりで見学まちづくりを進める

ア 観光と地域産業との連携強化

a 商工業との連携

○商店街の整備

- ・商業事業者及び町は、飲食や物産品の購入など観光客の利用を促進する魅力ある商店街を形成するため、集客力のある店舗の誘致や空き店舗の活用、歩道・街路灯・街路樹などの環境整備に加え、高齢者等に優しいまちづくりを推進します。

○工業特産品の開発

- ・工業事業者は、湯河原独自のおもてなしの一つとして、観光客に“湯河原らしさ”が感じられる特産品を提供するため、特色ある工業製品（工芸品、民芸品等）を旅館や土産物店等と連携し開発するとともに、観光関係団体及び町はその取組を支援します。

○都市型産業ツーリズムの提供

- ・各種産業事業者は、湯河原駅周辺地区における街なか観光を拡充するため、商業・サービス業や工業といった都市型産業を観光資源として活用する産業観光施設の立地促進に努めるなど、駅周辺地区の立地条件を活かした都市型産業ツーリズムを提供するとともに、観光関係団体及び町はその取組を支援します。

b 農林漁業との連携

○農林漁業特産品の開発

- ・農林漁業事業者は、湯河原独自のおもてなしの一つとして、観光客に“湯河原らしさ”が感じられる特産品を提供するため、地産地消の具現化による地域産業の活性化を前提に、地場産の野菜や果物の生産維持、海産物の安定化・維持に努めるとともに、それらを活用した加工品等を旅館や土産物店等と連携して開発するとともに、観光関係団体及び町はその取組の支援及び情報発信を実施します。

○グリーンツーリズム[※]の提供

- ・各種産業事業者は、農山漁村地域における生活、文化、人々との交流を楽しむ新たな観光需要を創造するため、農林漁業・特産品加工体験活動や朝市・直売所の利活用を通じた農山漁村の生活や食文化への理解を深めるための活動などと観光旅行が一体となったグリーンツーリズムを提供するとともに、観光関係団体及び町はその取組の支援及び情報発信を実施します。

[※] グリーンツーリズム：農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。

イ 観光立町としてふさわしい景観・環境のまちづくり

a 環境共生のまちづくり

○山間部の保全

・町は、森林が多い山間部において、自然環境資源の保全に努めます。

b 観光客に優しいまちづくり

○バリアフリーの観光地づくり

・観光事業者及び観光関係団体、交通関係機関及び町は、観光客が安心して『観光立町・湯河原』を訪れ、楽しむことができるよう、安全・快適な移動手段・環境の整備とそのネットワーク化や観光施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

c 美しい景観のまちづくり

○美しい都市景観の形成

・町は、すべてのまちづくり主体と協力し、“湯河原らしさ”を代表する自然的景観・環境と調和した都市景観を計画的に誘導するため、湯河原町景観計画に基づき、地域の土地利用に見合った美しい都市景観の形成に努めます。

・町は、土地の所有者・管理者に土地の適正管理を促すとともに、道路等の公共の場での美化活動を推進し、美しい都市景観の維持に努めます。

○うるおいのある自然景観の保全

・町は、すべてのまちづくり主体と協力し、観光客が“湯河原らしさ”を代表する自然的景観・環境とふれあえるよう、奥行の深い海・街・山・川が連なるうるおいのある自然景観を保全するとともに、これと調和した観光などの景観形成に努めます。

・町は、湯河原の魅力の一つである豊かな自然景観の保全を引き続き推進するとともに、自然とのふれあいの場としての自然環境の活用を図り、「自然共生社会」の実現に努めます。

○街なかの清掃・美化活動の推進

・町は、すべてのまちづくり主体と協力し、観光客が快適で衛生的な、かつポイ捨てゴミのない美しい都市景観・環境の中で過ごせるよう、街なかの清掃・美化活動を推進します。

○景観に配慮した遊休土地等の活用

・町は、観光事業者や観光関係団体と連携し、地域の状況と調和した景観形成が図られるよう、旅館の跡地などの遊休土地等の活用に配慮します。

d 水とみどりのまちづくり

○花の郷づくり事業の推進

- ・町は、関連行政機関との連携に配慮し、地区毎の特性を活かした魅力ある自然環境・景観を楽しむ場・親しむ場である星ヶ山地区の「さつきの郷」、幕山地区の「梅の郷」「さくらの郷」、池峯地区の「もみじの郷」、城山地区の「あじさいの郷」について、より一層の活用を図るため、花木の質的な拡充など更なる魅力向上や計画的な維持・管理に努めます。

○都市公園の整備

- ・町は、関連行政機関との連携に配慮し、町民生活における環境保全、防災的機能を重視し、近隣の意見を取り入れレクリエーションの場としての利活用出来るよう、整備に努めます。
- ・町は、子ども向けの遊具においては、老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づき順次補修・更新に取り組んでいきます。

○自然公園の整備

- ・町は、関連行政機関との連携に配慮し、豊かな自然環境と優れた風致・景観を有する自然公園を観光資源として活用するため、山間部では、森林資源の保全を図り、県立湯河原自然公園の事業推進をはじめ、自然とのふれあいができる場として拠点的な活用を図ります。
- ・町は、神奈川県が策定している公園計画に沿って県が整備を継続する県立奥湯河原自然公園について、魅力ある自然公園として維持管理を図ります。

○まちの緑化の推進

- ・町は、当町の魅力の一つである豊かな自然環境を未来に引き継ぐために自然環境の保全活動を継続して実施します。また、地球温暖化に伴う環境の変化が身近となってきている中で、まちの緑化を推進し、自然と共生する社会の実現を図ります。

○河川の整備

- ・町は、関連行政機関との連携に配慮し、街なかを流れる河川を観光客の観賞や散策に資する観光資源として活用するため、清流を有する千歳川、藤木川、新崎川等において、そのうらおいのある景観・環境を活かした遊歩道の整備や花木の植栽（沿岸も含む）に併せて、親水機能を付加した護岸整備を神奈川県に要望し、整備を促進します。

○海岸線の整備

- ・町は、関連行政機関との連携に配慮しながら、海辺の各種レクリエーションに資する湯河原海岸を観光資源として活用するため、湯河原海岸の「安全・安心な海辺づくり計画」（津波・高潮対策基本計画）における海岸施設整備を神奈川県に要望し、整備を促進します。

○スポーツツーリズム※の提供

- ・観光事業者及び観光関係団体は、水とみどりの場を活かしたスポーツレクリエーションを楽しむ新たな観光需要を創造するため、公園・広場におけるフィールドスポーツ、海・河川におけるウォータースポーツ（スポーツフィッシング、マリンスポーツ等）などと観光旅行が一体となったスポーツツーリズムを提供するとともに、町はその取組を支援します。

e 歴史・文化のまちづくり

○歴史的・文化的環境の保全・再生

- ・町は、すべてのまちづくり主体と協力し、優れた歴史的・文化的環境を有する『観光立町・湯河原』を実現するため、“湯河原らしさ”が感じられる歴史や文化を有する資源を発掘・活用するとともに、その保全を促進します。
- ・町は、後世にその価値を的確に継承するため、再生・修復に努めます。
- ・観光事業者及び観光関係団体は、優れた歴史的・文化的環境を楽しむ新たな観光需要を創造するため、“湯河原らしさ”を代表する歴史・文化への関心や理解を深めるための学習・交流活動などと観光旅行が一体となったエデュケーションツーリズム※を提供するとともに、町はその取組を支援します。

○伝統行事・祭事の伝承と活用

- ・町は、すべてのまちづくり主体と協力し、“湯河原らしさ”が感じられる伝統行事・祭事を観光資源として活用するため、それらの保護・継承を図るとともに、情報発信・周知の場の確保に努めます。

※ スポーツツーリズム：スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。

※ エデュケーションツーリズム：地域における学び場を活かし、学習や学びを通じて地域の人々との交流する旅行のこと。

4 観光立町を実現する仕組みを整える

ア 実現体制の充実・強化

a 観光事業者の主体的な対応の促進

○観光事業者研修会等の開催

- ・観光関係団体は、お客様の満足を得られるようなサービスを提供するため、「おもてなし」の意識で接客されるとともに、また、観光ニーズの多様化・急速な変化に敏感かつ迅速に対応するための知識や情報を共有化できるよう、観光事業者を対象とした研修会や交流会等を引き続き開催し、町はその運営を支援します。

○新たな人材等の育成

- ・観光関係団体及び町は、観光事業者自らが『観光立町・湯河原』の実現に向けて主体的に対応していくため、新たな経営者等の人材を育成するとともに、「チャレンジ精神」等の意識啓発に努めます。

b 観光関係団体の活性化

○既存組織の活動力の向上

- ・町は、観光協会、旅館協同組合、商工会といった組織が『観光立町・湯河原』の実現に向けて重要な役割を担うため、それらの組織活動の活性化及び組織間の連携強化に向けての支援に努めます。

○観光関係団体等相互の連携・交流強化

- ・町は、観光関係団体の「おもてなし」の意識の向上を高めるため、個々の企業の努力を促すとともに、業界全体で取り組むことが可能となるよう、観光協会を中心とした各団体相互の提携、情報の共有化、交流強化を促進します。
- ・町は、本町の基幹産業である観光業が一層活力あふれ、また相乗効果で地域産業が活力を得られるよう、異業種間の交流・情報交換や各種産業団体の提携・連携を促進します。

c 観光まちづくりへの町民参加の促進

○観光立町の理念の普及・啓発

- ・観光関係団体及び町は、町民が『観光立町・湯河原』の実現に向けて重要な役割を担っていくため、観光まちづくりの情報や学習機会の提供、イベント等の親しむ環境づくり、あらゆる機会・場等を活用して観光立町の理念の普及・啓発に努めます。

○町民の参加意欲の向上

- ・観光関係団体及び町は、『観光立町・湯河原』を実現する施策への積極的な参加を呼びかけ、より一層の町民参加を促すとともに、参加意欲を高めるため、その状況を広報やホームページなどで公表し、観光まちづくりへの参画を目に見える形にすることを検討します。

○地域の人材・技術の活用

- ・観光関係団体及び町は、『観光立町・湯河原』の実現に向けた町民の意欲を受け止めるため、地域で活躍する人材や蓄積してきた技術（定年退職者・技能者・子育てを終えた中高年女性等）を活かすことができる仕組みづくり（財政や人材育成等に対する支援策）に努めます。
- ・町は、新たに始めたロケツーリズムで地域との連携（住民参加型）に努めます。

○まちづくり団体相互の連携・交流強化

- ・観光関係団体及び町は、「湯河原まちづくりボランティア協会」をはじめ各種のまちづくり団体の交流を促進し、相互連携による活動の活発化を図ります。

d 行政による観光立町推進体制の強化

○広域推進体制の確立

- ・町は、『観光立町・湯河原』が属する広域観光圏における一体的な活性化・相互間での発展を図り共に成長していくため、それらの圏域を構成する関連行政機関等と一体となって、協力・連携体制の構築に努めます。

○庁内推進体制の確立

- ・町は、『観光立町・湯河原』の実現に向けて高度化・複雑化する課題に応え、今後も重要な役割を担っていくため、従来の縦割りの体制から、各種施策の実施に伴う政策判断や庁内関係各課の連携を図る戦略的・横断的な体制づくりに努めます。

イ 重点事業の具体化・詳細化

○重点事業の個別詳細調査の実施

・観光関係団体及び町は、『観光立町・湯河原』がめざすべき将来像を先導的に実現するために位置づけた4つの重点事業について、観光事業者や町民等の意向を反映しつつ、構想段階から実施計画等へと計画レベルを高めるため、具体的な施策内容と実施上の問題・課題を明らかにする個別詳細調査を実施します。

ウ 財源及びその他支援方策の確保

○財源等確保に向けた多様な取組の推進

・町は、高齢化の進展や社会の成熟化、それらに伴う都市成長の鈍化等を背景とした公共投資の停滞・縮小化を踏まえ、それらに頼らない創意と工夫に富んだ施策展開を前提としながら、投資効果を踏まえた重点的かつ戦略的な公共投資配分、産業基盤の積極的な強化による自主財源の確保、国・県補助金の活用、民間資金の受入誘導など、『観光立町・湯河原』を実現する財源等の確保に向けた多様な取組に努めます。



第5章 本計画の実行に向けて

1 実行体制の確立

今後の行政、観光事業者・観光関係団体、町民等による本計画の推進に向けた実行体制のあり方を次のように考えます。

○地域主導・官民協働の取組を推進するための意識改革の促進

- ・『観光立町・湯河原』の実現は、従来にも増して、地域主導、官民協働の取組が必要であり、こうした取組を前提として国を始め行政の支援が重点的に実施される方向へと変わりつつあります。
- ・これは、どちらかという行政主導に依存してきた取組から、行政と観光事業者・観光関係団体・町民等が同一レベルのパートナーとして、相互の適正な役割分担に基づき施策に取り組んでいくといった体制への転換を意味するもので、今後はこうした自主・自助の施策実施に向けての意識改革を促すことが大切です。
- ・そのため、こうした意識改革を促進するための学習機会を提供し、行政と観光事業者・観光関係団体、町民等が自己責任と自助努力を前提とした取組を推進するものとします。

2 重点事業の具体化・詳細化

本計画で掲げた重点事業の実施を推進するため、その取組に向けたあり方を次のように考えます。

○具体化・詳細化計画の早期立案

- ・『観光立町・湯河原』を実現するための各種施策を実行していくためには、観光事業者・観光関係団体・町民等の意向を反映しつつ、アイデア・構想から事業計画、実施計画へと計画レベルを高め、施策内容の詳細化と施策実施上の問題・課題を明らかにしながら、具体的なアクションプランへと結びつけていくことが必要です。
- ・そのため、本計画で位置づけた4つの重点事業については、『観光立町・湯河原』を先導的かつ戦略的に実現する施策として期待されるため、特に先行的に実施する施策として、その具体化・詳細化に資する計画を早期に立案する必要があります。

○社会実験・実証実験等の推進

- ・重点事業の具体化・詳細化計画の立案にあたっては、事業が『観光立町・湯河原』の実現に向けてどのような効果があるのか、周辺への波及効果や影響はあるか、少ない投資や労力で最大限の効果を得るといった効率性の視点からみてどうか、などについて十分検証することが重要です。
- ・そのため、重点事業を具体的に実施する際には、事前にその施策の効果・効率性を検証するため、具体化・詳細化計画の立案時に併せて社会実験・実証実験等を行う必要があります。

3 実行財源とその支援方策の確保

限られた投資的経費を補うための方策（制度、システム）の確保のあり方を次のように考えます。

○長期的な視野に立った計画的な財政運営の推進

- ・高齢化の進展等に伴い財政需要が増大する中で、本計画に沿って施策を実施していくためには、計画的な財政運営が重要となります。
- ・そのため、投資効果を踏まえた重点的かつ戦略的・横断的な財源配分や居住者の定住化や産業基盤の強化などによる積極的な自主財源の確保、更には国・県補助金及び民間資金の活用など、長期的な視点に立った財政運営の推進に努める必要があります。

4 施策の進行管理システムの構築

基本目標実現に向けた施策の進捗状況を把握するとともに、それらが『観光立町・湯河原』の実現に向けてどのような効果をもたらしたのか、などを評価する進行管理システムのあり方を次のように考えます。

○『観光立町・湯河原』の実現状況を的確に示す評価システムの構築

- ・『観光立町・湯河原』の実現に向けた様々な取組について、それらの効果を総合的に評価することは、地域の意欲や熱意を維持し高めていく上でも、また、限られた投資財源の最も効果的な活用という面でも重要な視点です。
- ・そのため、『観光立町・湯河原』としてどのような状態に達したら実現したといえるのか、『観光立町・湯河原』は現在どの段階にあるのかなどを、可能な限り定量的な指標などを用いて表現し、『観光立町・湯河原』の実現状況を的確に評価するシステムを構築する必要があります。

1 湯河原町観光立町推進条例

○湯河原町観光立町推進条例

平成22年11月30日

条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 観光立町の実現に関する基本的施策（第9条～第20条）

第3章 湯河原町観光立町推進会議（第21条～第26条）

附則

湯河原町は、1年を通じて温暖で風光明媚な自然環境に恵まれ、万葉集にも詠まれた古くから万病に効くと評判の良質な温泉が湧く首都圏を代表する閑静な温泉観光地の一つとして発展してきた。特に、明治時代中頃からは、湯河原温泉の閑静な風情を愛した多くの文人墨客が、本町に滞在して作品を遺している。

本町の産業は、観光、商業、農林水産業等の事業活動から構成され、観光産業が本町の経済をけん引する重要な役割を担っている。町は、この認識の下、海・山・川などの豊かな自然環境、温泉、史跡、産業等のかげがえのない資源を活かし、温泉観光地としての魅力を高めることと居住環境の向上を一体のものとして「四季彩のまち」の実現に取り組んでいる。

しかし、近年では、観光旅行者のニーズや形態も多様化し、少人数化、地域の自然や産業などの観光資源を活かした体験型・交流型観光への需要の高まりなど観光をめぐる状況の変化への的確な対応が求められている。

このため、本町では、観光を町の基幹産業としてさらに発展させ、「湯河原らしい」真の観光立町を実現するため、町民一人一人が観光立町の意義に対する理解を深め、「おもてなしの心」を観光資源としてとらえ、その担い手としての認識をはぐくむことが重要である。

町、町民、観光事業者、観光関係団体等が一体となって観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、観光立町の実現のための基本理念を定め、町の責務並びに町民、観光事業者及び観光関係団体等の役割を明らかにするとともに、観光立町の実現に関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域づくり、本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）観光事業者 観光に関する事業を営む事業者をいう。
- （2）観光関係団体等 観光事業者で組織される団体その他の観光に関する活動を行う団体及び交

通関係機関をいう。

- (3) 観光資源 優れた自然の風景地、良好な景観、歴史的又は文化的な風土、歴史的価値又は文化的価値の高い建造物、優れた食文化その他の観光の対象となる資源をいう。

(基本理念)

第3条 観光立町の実現に関する施策は、地域における創意工夫を活かした自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ、町内外からの観光旅行を促進することが、町民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある町民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講ぜられなければならない。

2 観光立町の実現に関する施策は、観光産業が商業、農林水産業等の事業活動から構成され、かつ、町経済をけん引する重要な役割を担う産業であるとの認識の下に講ぜられなければならない。

3 観光立町の実現に関する施策は、観光資源が積極的に活用され、保全され、及び創出されるよう講ぜられなければならない。

4 観光立町の実現に関する施策は、観光事業者及び観光関係団体等が観光資源に関する理解を深め、一体となって良質なサービスを観光旅行者に提供できる環境を整備するとともに、観光立町の実現の担い手となる人材の育成及び心のこもったおもてなしの向上が図られるよう講ぜられなければならない。

5 観光立町の実現に関する施策は、本町が万葉の時代から愛されてきた温泉情緒あふれる首都圏を代表する観光温泉地の一つとして、日本固有の文化の発信及び国際相互理解の増進に資するものであるとの認識の下に講ぜられなければならない。

6 観光立町の実現に関する施策を講ずるに当たっては、観光が、町及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることに考慮し、地域を挙げた取組が必要であり、その担い手である町、町民、観光事業者及び観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

7 観光立町の実現に関する施策を講ずるに当たっては、将来にわたる豊かな町民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進することの重要性に考慮し、観光資源の活用、保全及び創出が図られるよう配慮されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光立町の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、観光事業者及び観光関係団体等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うとともに、相互間の連携の確保に努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、観光立町の意義に対する関心及び理解を深め、本町における観光の振興に関する取組に参画するよう努めるものとする。

2 町民は、観光資源に対する理解を深めるとともに、おもてなしの心をもって観光旅行者を温かく迎え、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて観光旅行者に良質なサービス及び環境を提供するなど、おもてなしの心をもって観光旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

2 観光事業者は、地産地消に取り組むとともに、地域における他の産業と連携を図りながら事業活動を行うよう努めるものとする。

3 観光事業者は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体等の役割)

第7条 観光関係団体等は、基本理念にのっとり、観光に関する情報の発信その他の観光宣伝活動の実施、観光旅行者の誘致、おもてなしの心の向上など受入体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体等は、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるものとする。

3 観光関係団体等は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第8条 町は、観光立町の実現に関する施策の推進に当たっては、観光に関する情報の発信、観光資源の有効活用、町内外からの観光旅行者の来訪の促進等を図るため、国及び他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

第2章 観光立町の実現に関する基本的施策

(湯河原町観光立町推進計画)

第9条 町長は、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、湯河原町観光立町推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 観光立町の実現に関する施策についての基本的な方針

(2) 観光立町の実現に関する目標

(3) 観光立町の実現に関し、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する湯河原町観光立町推進会議の意見を聴かなければならない。

4 町長は、推進計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(魅力ある観光地の形成)

第10条 町は、魅力ある観光地の形成を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 観光資源の活用、保全及び創出に関する施策

(2) 観光事業者及び観光関係団体等と連携した観光地の特性を活かした良質なサービスの提供の確保に関する施策

(3) 観光旅行者との交流のための施設、特産物の販売施設、案内施設その他の観光に関する施設（次号において「観光関連施設」という。）及び公共施設の整備に関し必要な施策

(4) 高齢者、障がい者、外国人等の観光旅行者が円滑に利用できる観光関連施設及び公共施設の整備に関し必要な施策

(5) 観光旅行者の移動の利便の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供その他の必要な施策

(観光を担う人材の育成)

第11条 町は、観光立町の実現に寄与する人材の育成を図るため、観光に関する事業に従事する者等の接遇、知識及び能力の向上に関し必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進)

第12条 町は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、本町の観光資源に関する広報宣伝活動及び観光旅行に関する情報の提供を行うとともに、町内外における広域的に連携した観光の振興に関する取組など必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第13条 町は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、観光宣伝活動の効果的な実施、交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅客の受入体制の確保等を図るとともに、町内外における広域的に連携した観光の振興に関する取組など必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、本町と外国との間における国際親善交流事業等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第14条 町は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第15条 町は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光地における自然環境の保全)

第16条 町は、観光地における自然環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた自然環境の保全に関する知識の普及、理解の増進等に必要な施策及び自然環境の保全に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報等)

第17条 町は、町民、観光事業者及び観光関係団体等の観光立町に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心の醸成及び観光の振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

2 町民、観光事業者及び観光関係団体等は、観光立町の実現に関し、町の観光情報を広く町外に発信するよう努めるものとする。

(施策の検証)

第18条 町は、観光立町の実現に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を観光立町の実現に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(観光に関する統計の整備)

第19条 町は、観光立町の実現に関する施策を推進するため、観光旅行者数に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 町は、観光立町の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 湯河原町観光立町推進会議

(推進会議の設置)

第21条 町は、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な実施を推進するため、湯河原町観光立町推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の任務)

第22条 推進会議は、この条例に規定する事項その他の観光立町推進に関する事項について町長の諮問に応ずるほか、観光立町の推進に関し必要な事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第23条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、観光事業者、観光関係団体等の代表、有識者、関係行政機関の職員その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第25条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 湯河原町観光立町推進会議規約

○湯河原町観光立町推進会議規約

(名称)

第1条 本会は、湯河原町観光立町推進会議（以下「推進会議」という。）という。

(目的)

第2条 推進会議は、「湯河原町観光立町推進条例（平成22年条例第15号）」（以下「推進条例」という。）において定める「湯河原町観光立町推進計画」（以下「推進計画」という。）について調査及び審議をし、その実施を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 推進計画を策定するために必要な調査・研究
- (2) 推進計画の実施を推進するために必要な調査・研究
- (3) その他推進会議の目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 推進会議の委員は、推進条例に基づき組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(部会)

第5条 推進会議は、第2条の目的を円滑に遂行するため、必要に応じて、部会を設けることができる。

- 2 前項の部会を設けるときは、運営上必要な事項は、推進会議の意見を聴取し、会長が定めるものとする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、推進条例に基づき会長が招集する。

- 2 やむをえない理由により推進会議に出席できない委員は、必要な事項が記載された書面の提出又は代理人の出席をもって、会議の出席者となすことができる。

(経費)

第7条 推進会議の経費は、観光主管課の予算をもってあてる。

(事務局)

第8条 推進会議の事務を処理するため、観光主管課に事務局を置く。

(補則)

第9条 この規約で定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議の会議に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成23年5月17日から施行する。

3 湯河原町観光立町推進会議委員名簿

(令和2年5月1日現在)

		氏名	団体名	備考
産業団体	1	石田 浩二	一般社団法人湯河原温泉観光協会	
	2	室伏 学	湯河原温泉旅館協同組合	
	3	西坂 年男	湯河原町商工会	
	4	梅原 雄蔵	かながわ西湘農業協同組合	
	5	室伏 千秋	かながわ西湘農業協同組合女性部湯河原支部	
	6	吉田 英一	福浦漁業協同組合	
交通機関	7	日向野 博子	東日本旅客鉄道(株)	
	8	今野 武史	箱根登山バス(株)	
	9	山本 正男	湯河原ハイヤー組合	
行政機関	10	森 博行	県西地域県政総合センター商工観光課長	
学識経験者	11	土肥 佳子	コンサルタント	会長
まちづくり団体	12	山口 光彦	湯河原まちづくりボランティア協会	監事
	13	佐藤 裕見子	NPO法人湯河原げんき隊	
公募	14	深澤 昌光	会社経営	
	15	檜皮 大輔	会社経営	

観光アドバイザー	政所 利子	株式会社玄
----------	-------	-------

オブザーバー	斉藤 真由美	シンガーソングライター
--------	--------	-------------

4 計画策定の経緯

第1回 湯河原町観光立町推進会議	令和2年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の評価結果について ・ アンケート調査について ・ 今後のスケジュールについて
団体ヒアリング調査	令和2年8月13日 ～令和2年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8団体に調査を実施 (一社) 湯河原温泉観光協会 湯河原温泉旅館協同組合 湯河原町商工会 観光ボランティア観光立町推進委員 箱根登山バス(株)運輸部 湯河原ハイヤー組合 東日本旅客鉄道(株)湯河原駅長
首都圏在住者WEB調査	令和2年8月18日 ～令和2年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京・千葉・埼玉・神奈川・静岡1都4県 在住者を対象にWEB調査を実施 ・ 1,000人回収
第2回 湯河原町観光立町推進会議	令和2年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果について ・ 第2期湯河原町観光立町推進計画(たたき台) について
パブリックコメント実施	令和2年12月14日 ～令和3年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名より意見提出
第3回 湯河原町観光立町推進会議	令和3年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント等の結果及び対応 について ・ 第2期湯河原町観光立町推進計画について ・ 実施計画について

5 観光立国※の実現に向けた政府の取組

年 月	取 組
平成15年1月	小泉純一郎総理（当時）が「観光立国懇談会」を主宰
4月	ビジット・ジャパン事業開始
平成18年12月	観光立国推進基本法が成立
平成19年6月	観光立国推進基本計画を閣議決定
平成20年10月	観光庁設置
平成21年7月	中国個人観光ビザ発給開始
平成24年3月	観光立国推進基本計画を閣議決定
平成25年1月	「日本再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定 第1回国土交通省観光立国推進本部を開催
3月	第1回観光立国推進閣僚会議を開催
4月	第2回国土交通省観光立国推進本部を開催 （「国土交通省観光立国推進本部とりまとめ」を公表）
6月	第2回観光立国推進閣僚会議を開催 （「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」をとりまとめ） 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」を閣議決定
12月	訪日外国人旅行者1300万人達成
平成26年6月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」決定 （「2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指す」ことを明記） 「日本再興戦略」改訂2014閣議決定
平成27年6月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」決定 （「2000万人時代を万全の備えで迎え、2000万人時代を早期実現する」ことを明記） 「日本再興戦略」改定2015閣議決定
11月	安倍総理が第1回「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を開催
12月	訪日外国人旅行者1900万人達成

※ 観光立国：魅力的な生活空間を創造することで国内外からの集客を確保し、地域の経済社会の活性化につなげる好循環をつくりだすこと。

平成28年3月

「明日の日本を支える観光ビジョン」策定

「3つの視点・10の改革」が示された

【視点1】観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

- 改革① 公 的 施 設：「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放
- 改革② 文 化 財：「文化財」を「保存優先」から観光客目線での「理解促進」
そして活用へ
- 改革③ 国 立 公 園：「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ
- 改革④ 景 観：おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ

【視点2】観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の期間産業に

- 改革⑤ 観 光 産 業：古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ
- 改革⑥ 市 場 開 拓：あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現
- 改革⑦ 観 光 地 経 営：疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化

【視点3】すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

- 改革⑧ 滞 在 環 境：ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現
- 改革⑨ 地 方 交 流：地方創生回廊を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現
- 改革⑩ 休 暇：「働き方」と「休み方」を改革し、躍動感あふれる社会を実現

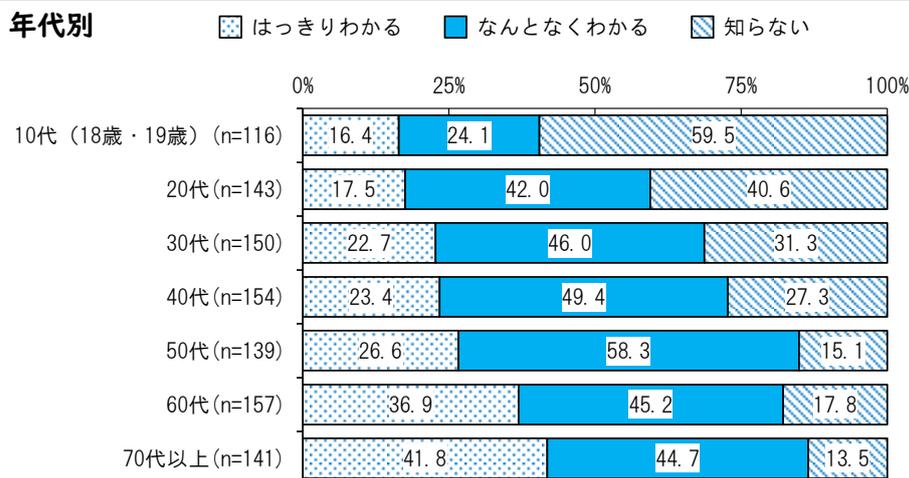
【2030年までの目標値】

- ・ 訪日外国人旅行者数 : 6,000万人 (2015年の約3倍)
- ・ 訪日外国人旅行消費額 : 15兆円 (2015年の4倍超)
- ・ 地方部での外国人延べ宿泊者数 : 1億3,000万人泊 (2015年の5倍超)。
- ・ 外国人リピーター数 : 3,600万人 (2015年の約3倍)
- ・ 日本人国内旅行消費額 : 22兆円

6 アンケート調査（抜粋）

令和2年度 湯河原町観光立町推進計画のためのアンケート調査	
調査目的	観光目的で本町を訪れる方からみた町の現状、課題、期待等を明らかにし、湯河原町観光立町推進計画改訂の基礎資料を得ることを目的に実施しました。
調査方法	WEB調査（インターネットモニター調査）
調査対象	東京・千葉・埼玉・神奈川・静岡1都4県在住者 18歳以上90歳未満
調査日時	令和2年8月18日（火）～8月20日（木）
調査数	東京・千葉・埼玉・神奈川・静岡（各200サンプル 計1,000サンプル）

問：湯河原町の認知度



「はっきりわかる」は年代が上がるほど多く、「知らない」は10代（18歳・19歳）が約6割。

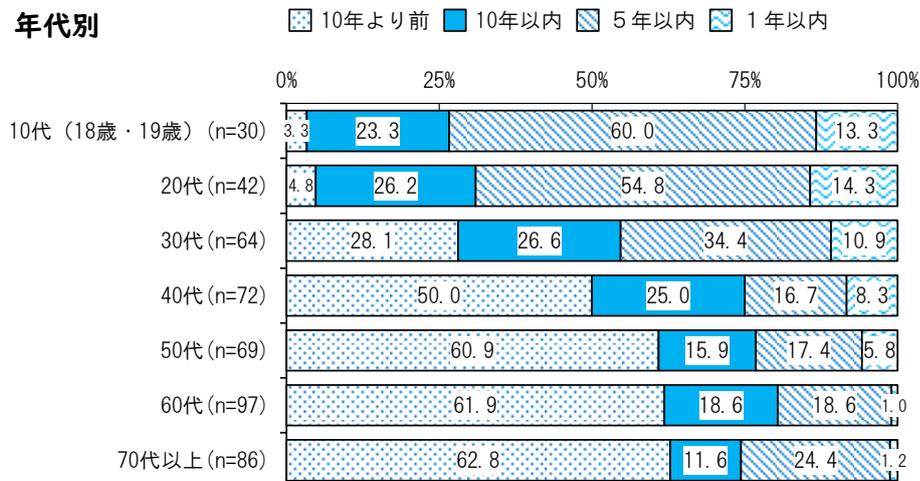
問：湯河原町のイメージ（複数回答）

調査数 n=1,000					
順位	項目	(%)	順位	項目	(%)
1	温泉のあるまち	81.0	11	もてなしが良いまち	4.3
2	落ち着いた雰囲気のあるまち	28.2	12	安全・安心のまち	3.9
3	自然豊かなまち	25.9	13	人情あふれるまち	3.9
4	レトロな雰囲気のあるまち	25.8	14	にぎわいのあるまち	2.2
5	ゆっくりできるまち	23.6	15	湯河原担々やきそばのあるまち	2.1
6	歴史のあるまち	18.4	16	国際的なまち	0.8
7	文豪の愛したまち	13.7	17	ゆたぼんファイブのいるまち	0.5
8	食事がおいしいまち	11.2	18	その他	0.8
9	釣りやマリンスポーツのあるまち	7.4	19	わからない	12.1
10	四季の花が綺麗なまち	6.7			

「温泉のあるまち」81.0%が最も多く、以下「落ち着いた雰囲気のあるまち」28.2%、「自然豊かなまち」25.9%、「レトロな雰囲気のあるまち」25.8%、「ゆっくりできるまち」23.6%と続いている。

問：観光で湯河原町に行った直近の時期 ※湯河原町へ観光で行ったことがあると回答した人のみ。

年代別



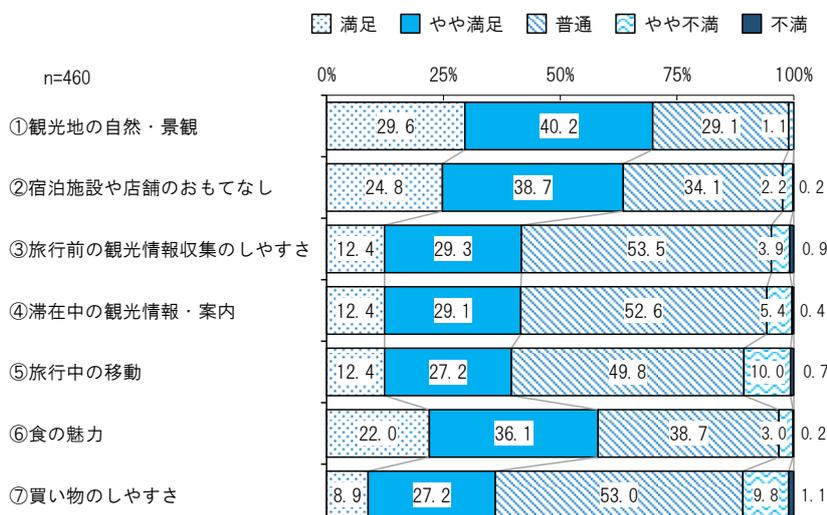
「10年より前」は年代が上がるほど多く、40代以上では5割を超えている。「5年以内」は20代以下が多く、「1年以内」は30代以下で1割を超えている。

問：観光の目的（複数回答） ※湯河原町へ観光で行ったことがあると回答した人のみ。

調査数 n=460					
順位	項目	(%)	順位	項目	(%)
1	温泉浴	80.9	11	美術館・公園等の見学	3.9
2	自然や風景を見る	32.4	12	イベントや祭りへの参加・観賞	2.8
3	ゆっくりのんびりする	28.0	13	登山やハイキング	2.8
4	特産品などの買い物・飲食	11.7	14	写真撮影等趣味の活動	2.6
5	街並みの観賞・散策	10.2	15	ゴルフ	2.0
6	名所旧跡を見る	8.5	16	社寺参詣	1.3
7	ドライブ・ツーリング	8.3	17	その他	3.7
8	季節の花見	7.0			
9	他の観光地のついで	6.7			
10	釣りやマリンスポーツ	4.8			

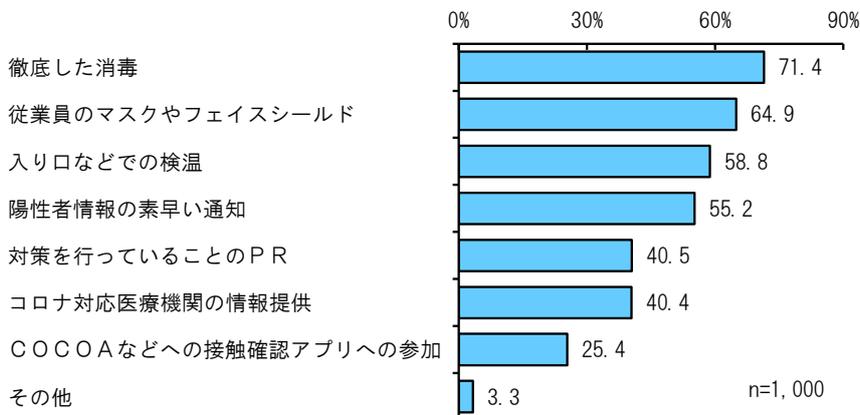
「温泉浴」80.9%が最も多く、以下「自然や風景を見る」32.4%、「ゆっくりのんびりする」28.0%、「特産品などの買い物・飲食」11.7%、「街並みの観賞・散策」10.2%と続いている。

問：観光満足度 ※湯河原町へ観光で行ったことがあると回答した人のみ。



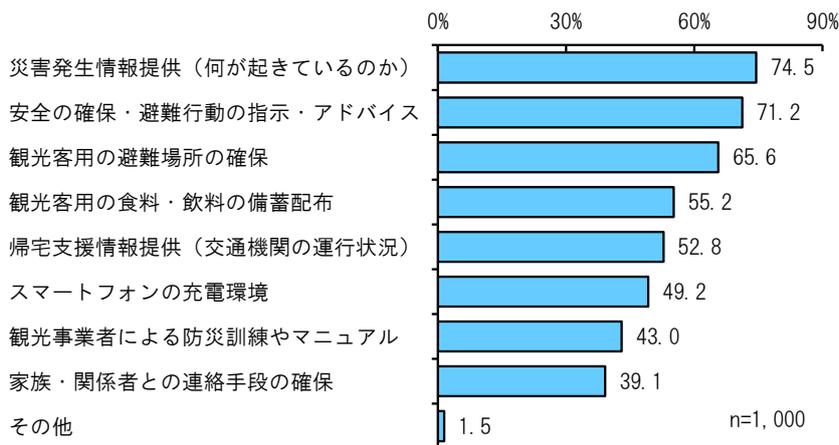
「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は、①観光地の自然・景観69.8%が最も多く、以下②宿泊施設や店舗のおもてなし63.5%、⑥食の魅力58.1%、③旅行前の観光情報収集のしやすさ41.7%、④滞在中の観光情報・案内41.5%となっている。

問：観光地に望むコロナ対策（複数回答）



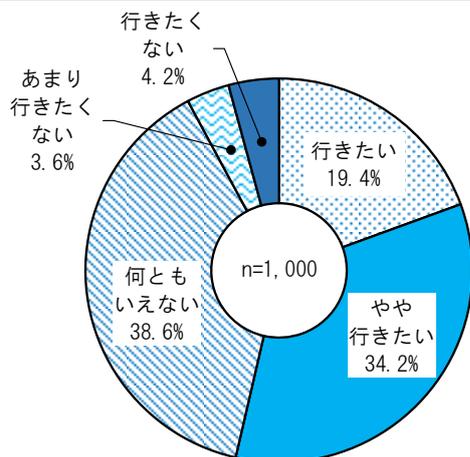
「徹底した消毒」71.4%が最も多く、以下「従業員のマスクやフェイスシールド」64.9%、「入り口などでの検温」58.8%、「陽性者情報の素早い通知」55.2%、「対策を行っていることのPR」40.5%と続いている。

問：観光地に望む防災対策（複数回答）



「災害発生情報提供（何が起きているのか）」74.5%が最も多く、以下「安全の確保・避難行動の指示・アドバイス」71.2%、「観光客用の避難場所の確保」65.6%、「観光客用の食料・飲料の備蓄配布」55.2%、「帰宅支援情報提供（交通機関の運行状況）」52.8%と続いている。

問：コロナが終息後に湯河原町に行きたいか



「何ともいえない」38.6%が最も多く、以下「やや行きたい」34.2%、「行きたい」19.4%、「行きたくない」4.2%、「あまり行きたくない」3.6%となっています。「行きたい」と「やや行きたい」を合わせた『行きたい』は53.6%となっている。

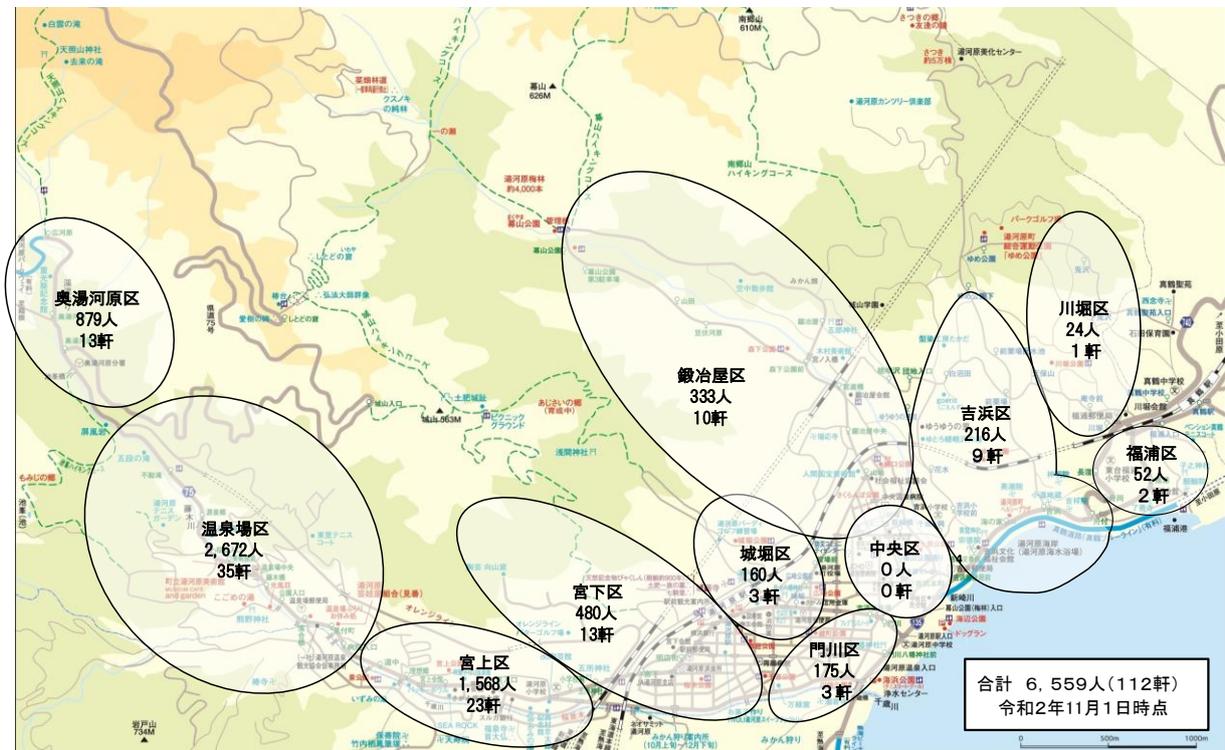
7 ヒアリング調査（結果の考察）

湯河原町観光立町推進計画見直しに係る団体ヒアリング調査	
調査方法	コロナ禍のため、用紙記入式。配布は郵送、回収はFAX・メール等。
調査対象	湯河原町内・町外にある、観光関係団体（9団体）
調査期間	8月13日（木）～9月29日（火）

- 観光関係団体が抱えている課題
 - ・各団体共通して、組織構成員の減少、高齢化をあげている。
 - ⇒若者にとって魅力的な仕事であることのPRや、若者が観光関係に携わるための支援が必要
- 計画に掲載できそうな各団体の取組
 - ・観光行事のリニューアル
 - ・YouTuber や SNS を使った観光PR
 - ・(株) Biglobe とワーケーションの実証実験
 - ・商店街空店舗対策
 - ・光風荘のあり方検討
 - ・バス車内の混雑状況を可視化
 - ・ホームまたは駅前でのお迎えサービス
 - ・粗品または割引券（タクシー割引券）などを配布
 - ・まずは近距離流動の回復
- 新たに計画に取り入れる観光防災（観光客のための防災対策）の取組
 - ・各団体との覚書や協定、役割などの掲載
 - ・観光会館の閉館により防災の拠点が失われたことによる物資の備蓄や避難等の検討
 - ・災害時のタクシー無線使用についての具体的内容の検討、訓練の実施
- 新たに計画に取り入れる新型コロナウイルス対策の取組
 - ・神奈川県及び湯河原町の指針に沿って感染防止に努めていることのPR（観光協会）
 - ・補助金、コロナウイルス感染症予防マニュアル等の情報発信（旅館協同組合）
 - ・会員及び関係団体で県感染防止対策取組書の促進（商工会）
 - ・新しい生活様式※を取り入れた、ゆたぼんを使ったグッズ配布（商工会）
- 各団体が協働を希望している取組
 - ・発信に重点を置いた活動（観光協会）
 - ・誘客キャンペーン等（旅館協同組合）
 - ・ガイドブックの見直し（観光ボランティア）
 - ・六方の滝、五段の滝の観光資源としての整備・活用（観光ボランティア）
 - ・宿泊とセットのジオガイド員による幕山ガイド（観光ボランティア）
 - ・観光の目玉づくり（多くの文人墨客が滞在した歴史を活かした資料館）（観光ボランティア）
 - ・奥湯河原地区への公衆トイレの設置（観光ボランティア）
 - ・日本版 Maas 実証実験（箱根登山バス）
 - ・リピーターを多くする仕組みづくり（キャッシュバックや割引）（湯河原ハイヤー組合）
 - ・おもてなしや合同PR、観光素材の発掘など（JR 東日本）

※ 新しい生活様式：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を、「新しい生活様式」として国が定めたもの。

参考資料 旅館・ホテル等宿泊施設収容人数分布マップ



地区名	収容人数 (軒数)	地区人口	合計
奥湯河原	879人 (13軒)	148人	1,027人
温泉場	2,672人 (35軒)	1,450人	4,122人
宮上	1,568人 (23軒)	1,585人	3,153人
宮下	480人 (13軒)	4,051人	4,531人
城堀	160人 (3軒)	2,234人	2,394人
門川	175人 (3軒)	1,968人	2,143人
鍛冶屋	333人 (10軒)	4,254人	4,587人
中央	0人 (0軒)	2,679人	2,679人
吉浜	216人 (9軒)	3,535人	3,751人
川堀	24人 (1軒)	1,699人	1,723人
福浦	52人 (2軒)	898人	950人
合計	6,559人 (112軒)	24,501人	31,060人

宿泊施設収容人数合計6,559人(112軒)
令和2年11月1日時点

地区人口合計24,501人
令和2年11月1日時点



第2期湯河原町観光立町推進計画

発行

令和3年3月 湯河原町

企画・編集

湯河原町観光課

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

電話：0465-63-2111（代表）

ホームページ：<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>